

議案第18号

第2期加西市子ども・子育て支援事業計画の策定について

第2期加西市子ども・子育て支援事業計画を別紙のとおり策定することについて、加西市議会基本条例（平成22年加西市条例第14号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

加西市長 西村 和平

(審議資料)

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とする第 2 期加西市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、加西市議会基本条例（平成 22 年加西市条例第 14 号）第 11 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

令和2年3月定例会

議案等の件名	議案第18号	政策等の区分	計画	事業	条例
	第2期加西市子ども・子育て支援事業計画の策定について		その他()		

①【政策等を必要とする理由】
 子ども・子育て支援法第61条に基づき、「子育て支援の仕組み」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、令和2年度から6年度までを計画期間とする「第2期加西市子ども・子育て支援事業計画」を定める。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】
 全ての市町村で策定する。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり
基本計画	21	安心できる子育て支援

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】
 ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
 ・加西市子ども・子育て会議条例(平成25年加西市条例第17号) 等

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 (単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】 有 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

- ・0～5歳の未就学児の保護者1,200人、小学生の保護者800人を対象にアンケート調査を実施
- ・保護者、子育て関係機関、地域代表、学識者等で構成する子ども・子育て会議で計5回の審議を行う。
 第1回 H30年9月11日 第2回 H31年2月28日 第3回 R元年6月11日 第4回 10月8日
 第5回 R2年2月6日
- ・パブリックコメントを実施する。
 期間 令和元年12月20日から令和2年1月20日まで 意見数5件を反映する。

⑨【政策の効果予測】

すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の実現
 保育サービスの整備を計画的に進め、加西市の特性に応じた子育て支援施策を実現
 子育て家庭の不安や孤立感を解消し、妊娠期から安心して、子育てができる環境の実現

担当部局	担当課	添付資料の有無
教育委員会	こども未来課	無

第2期加西市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

安心して子どもを産み育てられる加西市づくり

令和2年3月

加西市

はじめに

女性の社会進出や価値観の変化を背景とした晩婚化や未婚率の上昇、出生率の低下などにより少子化は着実に進んでいます。また、共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大いに変化しています。

希望に満ちあふれた新しい令和の時代は、若い世代が結婚や子育てに夢を持てるものにしなければなりません。新時代にふさわしい加西市の将来像を掲げ、それを実現していくには、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境をしっかりと整え、「子育てするならやっぱり加西」と切に実感できるまちになることが大切です。

また、就業、結婚、妊娠、出産、子育てといった多岐にわたる切れ目のない支援には、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、若い世代の気持ちを受け止め、地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことが重要です。

加西市が抱える様々な課題に対応する子育て支援施策を総合的に推進していくため、「第2期加西市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。第1期からの改定にあたり、「加西市子ども・子育て会議」で検証を行い、現行の基本理念を維持しつつ、必要な見直しを図っています。

この計画に掲げた目標と具体的な施策を積極的に推進し、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に協議いただきました加西市子ども・子育て会議の委員の皆様、また、アンケートに際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の方々に深くお礼申し上げます。

令和2年3月 加西市長 西村和平

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 計画策定体制と経過	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1. 加西市の子どもをめぐる状況	4
2. 第2期加西市子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析	15
3. 「加西市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」の進捗状況	26
4. 加西市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	32
第3章 計画の基本的な考え方	33
1. 基本理念	33
2. 基本的な視点	33
3. 教育・保育提供区域の設定	34
第4章 計画の施策内容	35
1. 幼児期の教育・保育の見込みと確保内容・実施時期	35
2. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期	38
3. 教育・保育施設および地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保	45
4. 幼児期の教育・保育の一体的提供および推進体制の確保	46
5. 産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保	47
6. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携	48
7. 職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	49
第5章 計画の進行管理	50
1. 行政機関の連携	50
2. 市民や地域との連携	50
3. 子育て支援に関する情報提供と周知	50
4. 計画の進行管理	50
5. 計画の評価	50
資料編	51
1. 加西市子ども・子育て会議条例	51
2. 加西市子ども・子育て会議委員名簿	52
3. 答申書	53

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨



我が国では核家族化の進展や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化が進み、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化してきました。さらに、親族や地域とのつながりの希薄化により孤立した状況の中で子育てをしていたり、子どもが待機児童となり希望する教育・保育が受けられなかったり、働きたくても働けない保護者がいるなど、子ども・子育てをめぐる課題も浮き彫りになってきました。

このような状況の中、すべての家庭が安心して子どもを生み育てられるよう、子どもの健やかな育ちと子育てを行政を始め地域社会全体で支援していく取り組みを推進していくために、平成24年に「子ども・子育て関連3法*」が成立し、それに伴う「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月より始まりました。

本市においても平成27年3月に「子ども・子育て支援法」を根拠法とし、また、「加西市次世代育成支援行動計画」の一部施策を継承する「加西市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。同計画においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもおよび子どもを養育する保護者に妊娠、出産期から学童期に至るまでの必要な支援を切れ目なく行うことにより、一人一人の子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境の整備に取り組んできました。

男女共同参画*が進む近年では、男女が共に仕事と子育ての両立を実現し、子育てを担うことができる環境づくりが強く求められています。そのためには、待機児童の解消や、男女共に子育てをしながら働きやすい雇用・職場環境の整備、きめ細かな教育・保育サービスの提供といったニーズを実現していくことが重要です。

このような現状を背景として、これまでの取り組みを踏まえるとともに、日々子育てに励んでいる保護者や、市内の教育・保育の充実に取り組む事業所等の思いを反映した「第2期加西市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。本計画の推進により、本市において子どもたちが笑顔で成長していくことができるよう、保護者のがんばりや子どもを見守る地域の人々の活動を支え、市民一人一人が子育ての悩みごとや苦労を分かち合いながら助け合い、子育てに参画する喜びを感じられるような、充実した子育て環境の整備に取り組みます。

* 子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいいます。

* 男女共同参画：男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいいます。

2. 計画の位置づけ



(1) 法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、加西市総合計画の子ども・子育て支援に関連する分野の個別計画として位置づけます。

また、すべての子どもの「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための計画とします。

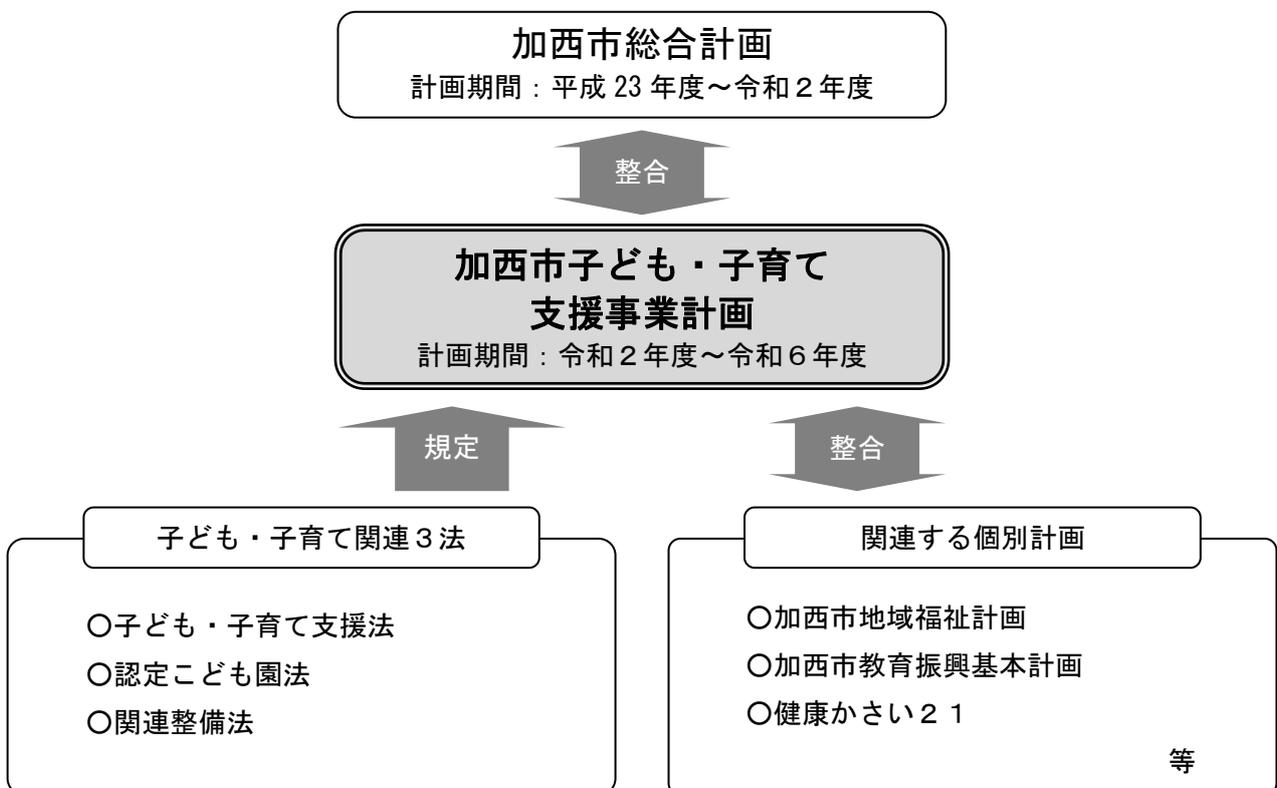
(2) 計画の対象

本計画では、障がい、疾病、虐待、貧困等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、特に妊娠・出産期から学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象とします。また、子ども・子育て支援法および基本指針が定める、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

(3) 関連計画との関係

本市の最上位計画である加西市総合計画をはじめ、加西市地域福祉計画、加西市教育振興基本計画、健康かさい21等との整合を図ることとします。

関連計画との関係



3. 計画期間



「子ども・子育て支援法」において、自治体は5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。そのため、本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

計画期間

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
策定	計 画 期 間 				

4. 計画策定体制と経過



(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前児童の保護者1,200人、小学生の保護者800人を対象として、「第2期加西市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 「加西市子ども・子育て会議」の設置

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「加西市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和元年12月20日～令和2年1月20日にかけて、本計画の素案を市役所等の窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

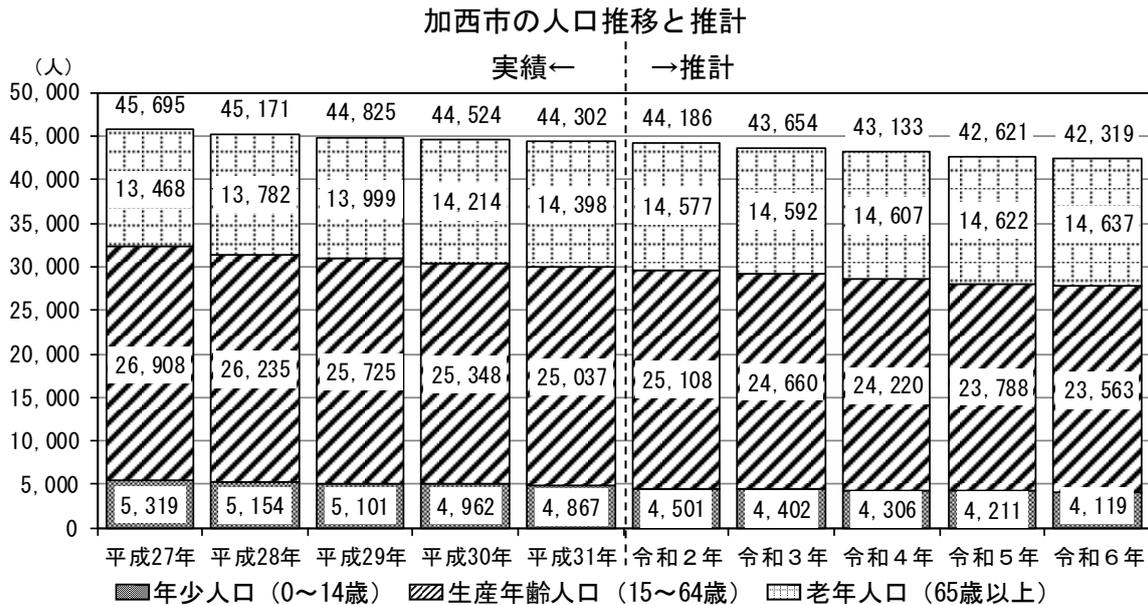
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 加西市の子どもをめぐる状況



(1) 人口の推移と推計

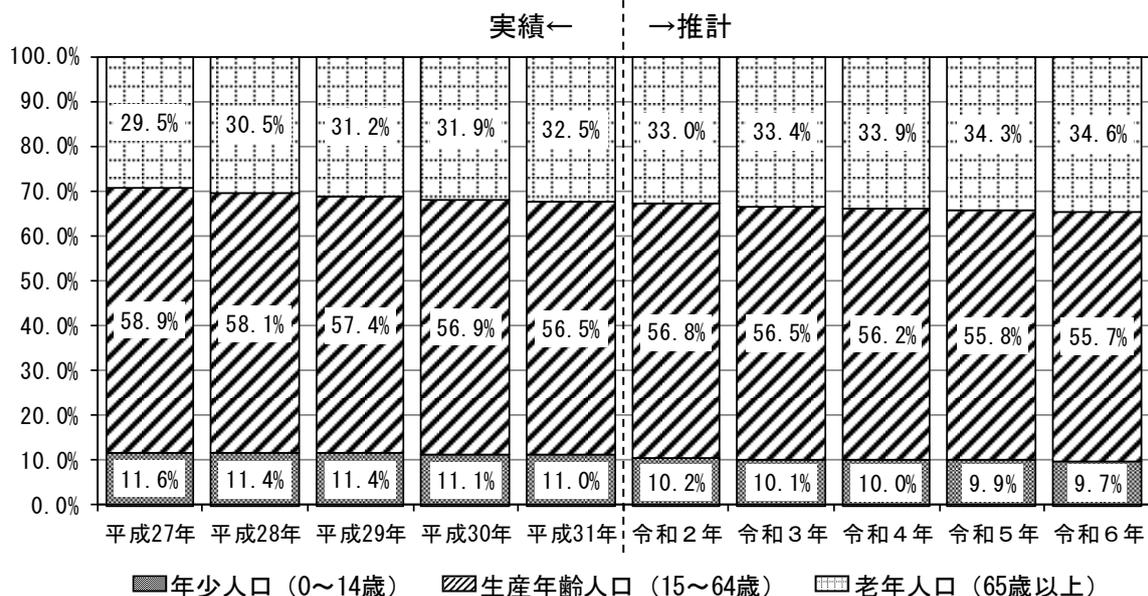
本市の総人口は年々減少し平成31年は44,302人となっています。令和2年以降の推計をみると、減少傾向は変わらず、令和6年には42,319人となる見通しです。構成比をみると、年少人口の割合は概ね横ばいで推移していますが、毎年わずかながら減少していく見通しです。また、老年人口の割合は令和6年には34.6%と推測されており、引き続き少子高齢化が進行する見通しです。



※推計人口は住民基本台帳を元に計算したものです。

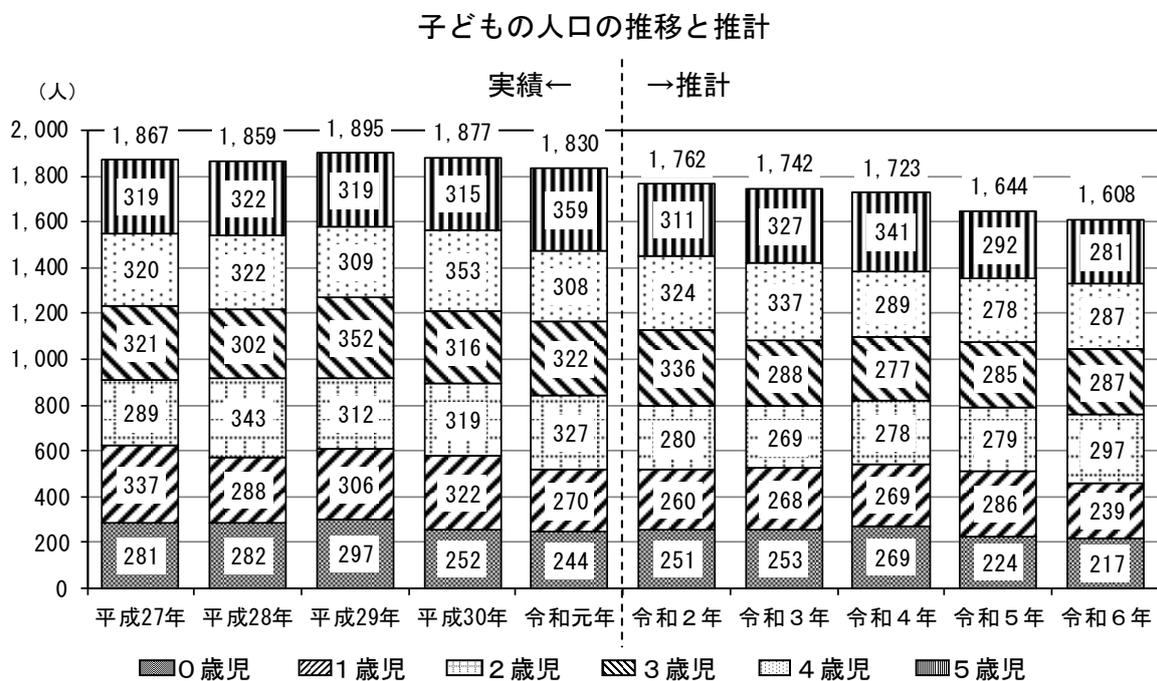
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

加西市の人口推移と推計（構成比）



(2) 子どもの人口の推移と推計

本市の0歳～5歳の子どもの人口は平成29年にやや増加しましたが、平成27年と平成31年を比較すると減少傾向にあります。令和2年以降の推計をみると、減少傾向は変わらず、令和6年には1,608人となる見通しです。

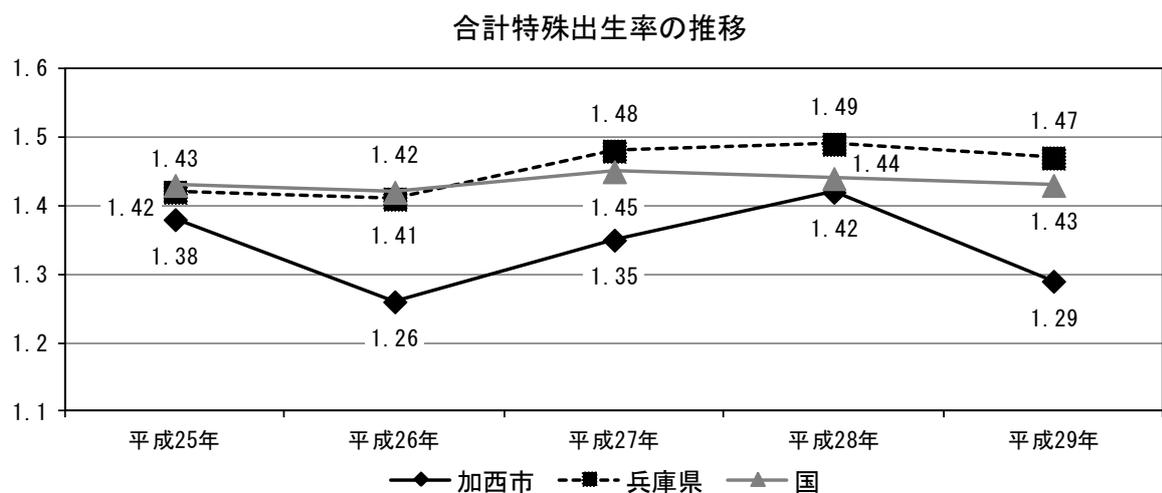


※推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、年によって大きく増減しますが、平成25年(1.38)と平成29年(1.29)を比べると減少傾向にあります。また、兵庫県や国よりも低い水準で推移しています。



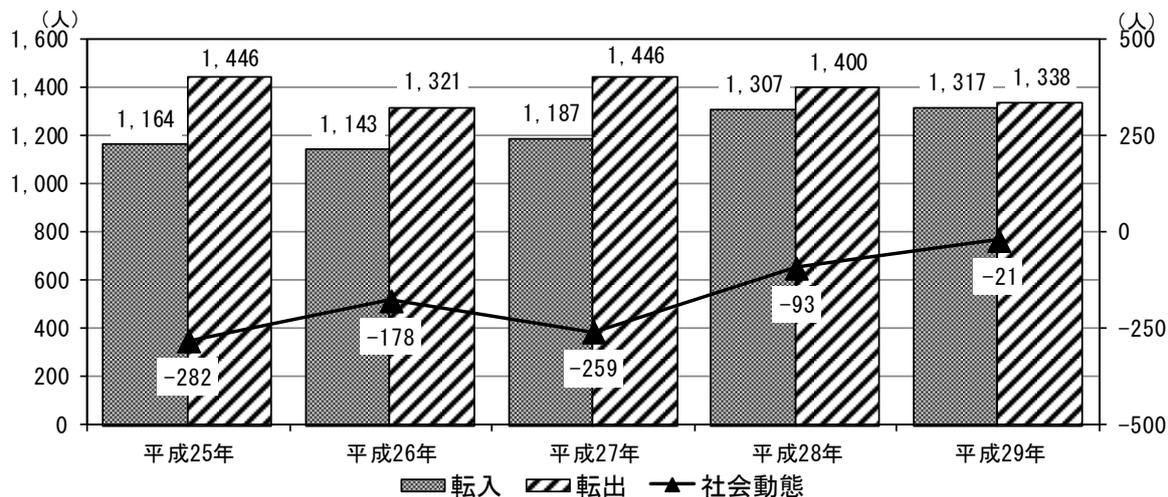
※日本人のみで計算。

資料：加西市統計書

(4) 社会動態の推移

本市の社会動態の推移をみると、転入は概ね増加傾向にあり、平成29年は1,317人となっています。転出は、平成27年以降毎年減少しており、平成29年は1,338人となっています。社会動態は転出超過が続いており、平成25年から平成27年にかけてその差が大きかったものの、平成28年以降差が小さくなりつつあります。

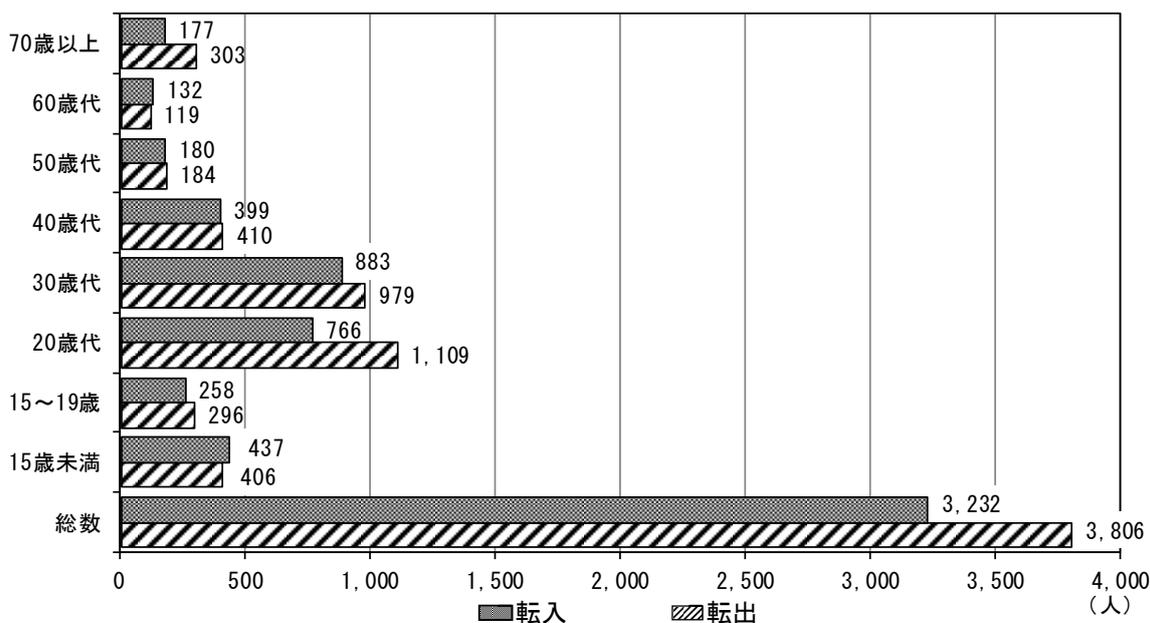
社会動態の推移



資料：加西市統計書

平成22年から平成27年の年代別転出入の状況をみると、子育て世代に当たる20歳代と30歳代の転出入が多いですが、どちらも転出超過となっています。

年代別転出入の状況 (平成27年)



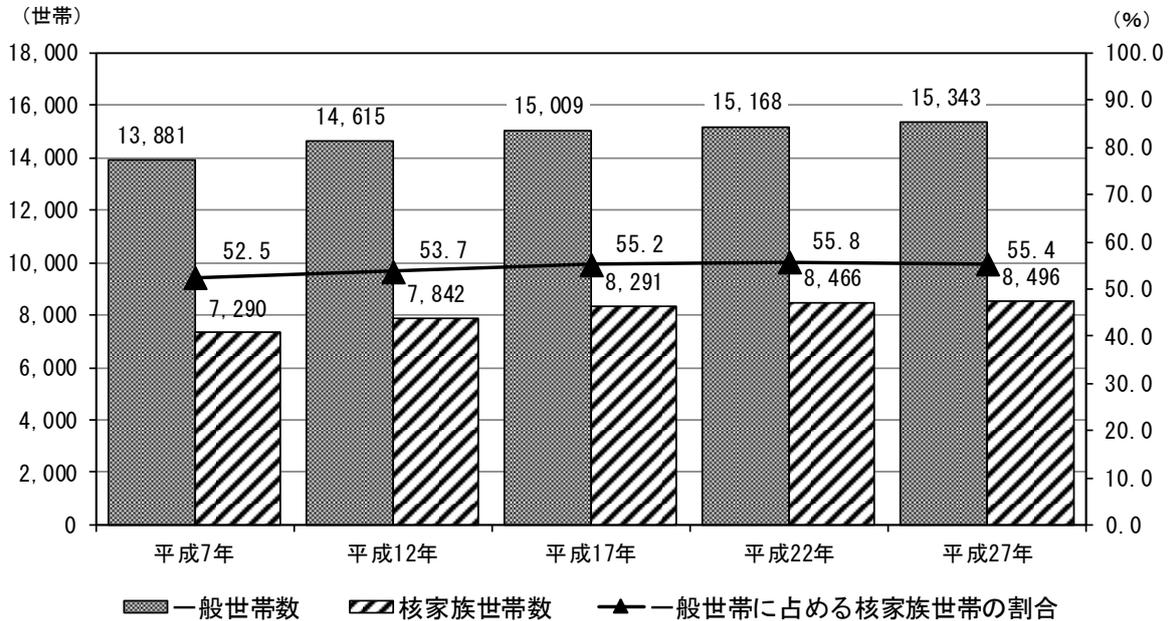
※調査時点の5年前の常住地からの転出入の状況を示している。

資料：国勢調査

(5) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、平成17年以降、一般世帯に占める核家族世帯の割合は横ばいで推移しており、平成27年には55.4%となっています。

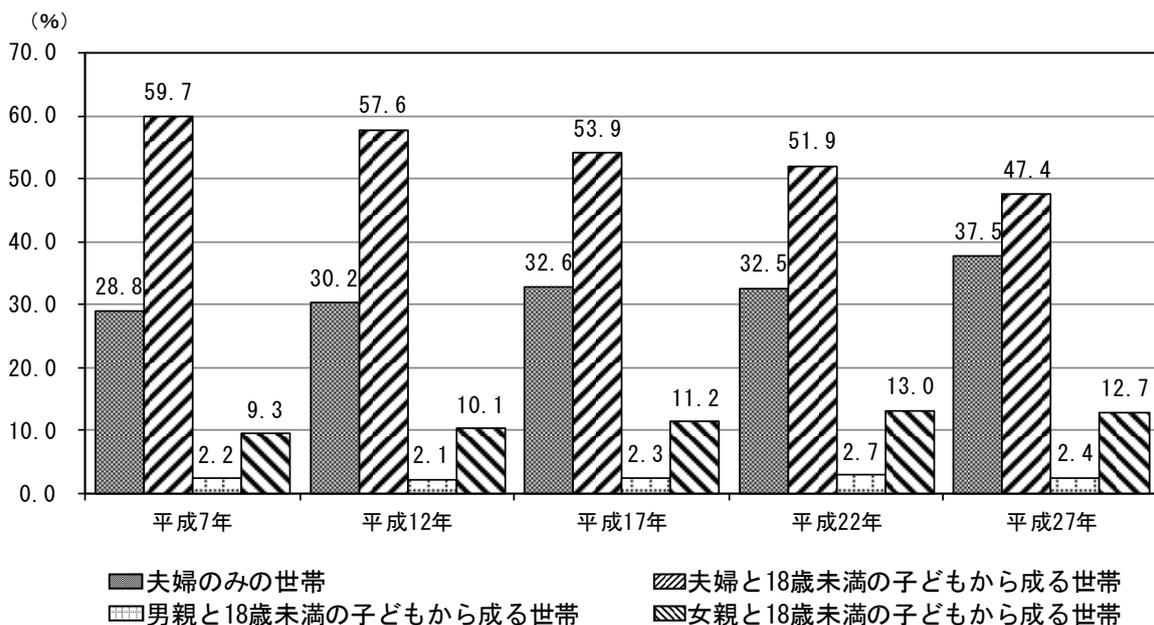
世帯構成の推移



資料：国勢調査

本市の核家族世帯の内訳をみると、「夫婦のみの世帯」が増加傾向にあり、平成27年には37.5%となっています。また、「夫婦と18歳未満の子どもからなる世帯」は減少傾向にあり、「男親と18歳未満の子どもから成る世帯」は概ね横ばい、「女親と18歳未満の子どもから成る世帯」は微増傾向がみられます。

核家族世帯数の内訳の推移

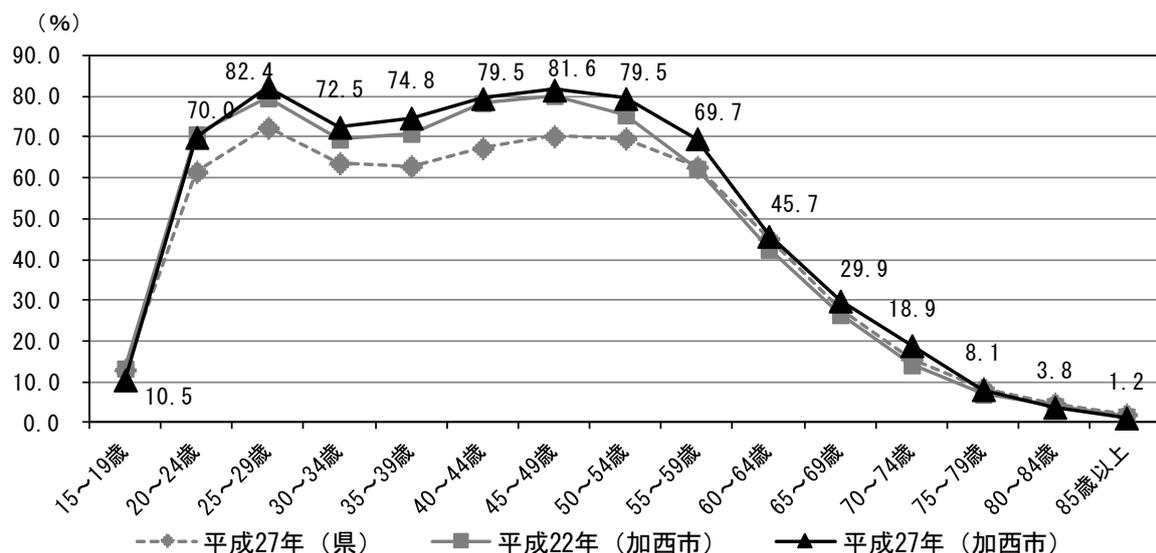


資料：国勢調査

(6) 女性の労働状況

本市の女性の年齢別労働力率をみると、20歳から59歳まで、県よりも高い水準となっています。本市の女性の労働力率はいわゆる「M字カーブ」を描いており、30歳から39歳で一旦低下し、その後再び上昇しています。25歳から84歳までの各世代で、平成22年に比べて労働力率がわずかに上昇していますが、M字の形態に大きな変化はみられません。

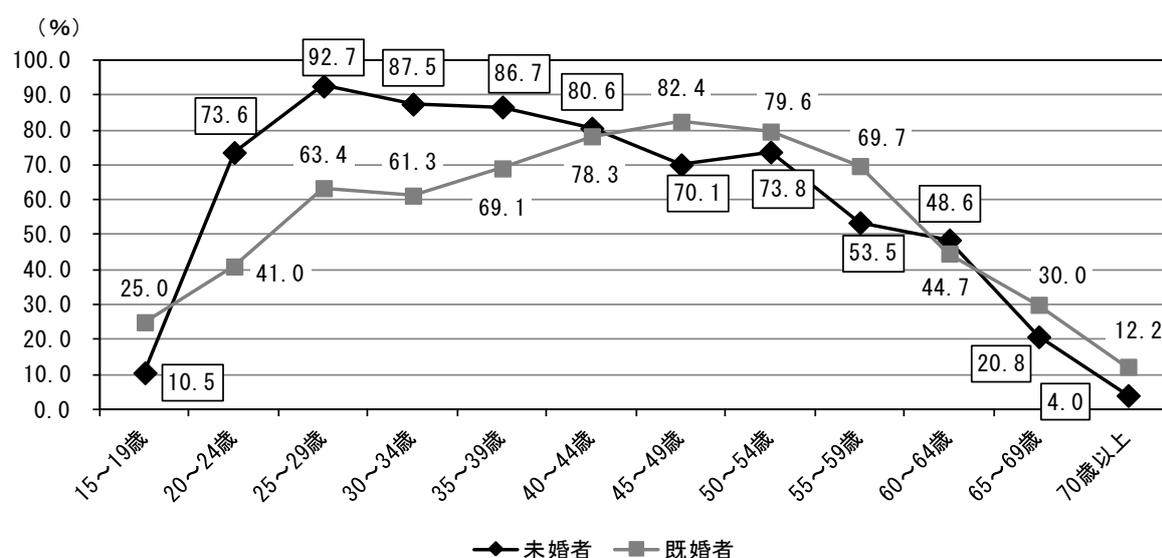
女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

女性の婚姻状況別に労働力率をみると、20歳から44歳にかけて「未婚者」の労働力率が既婚者より高く、25～29歳では92.7%となっています。45歳以降は概ね「既婚者」の労働力率が高く、45～49歳では82.4%となっています。

女性の婚姻状況別労働力率（平成27年）

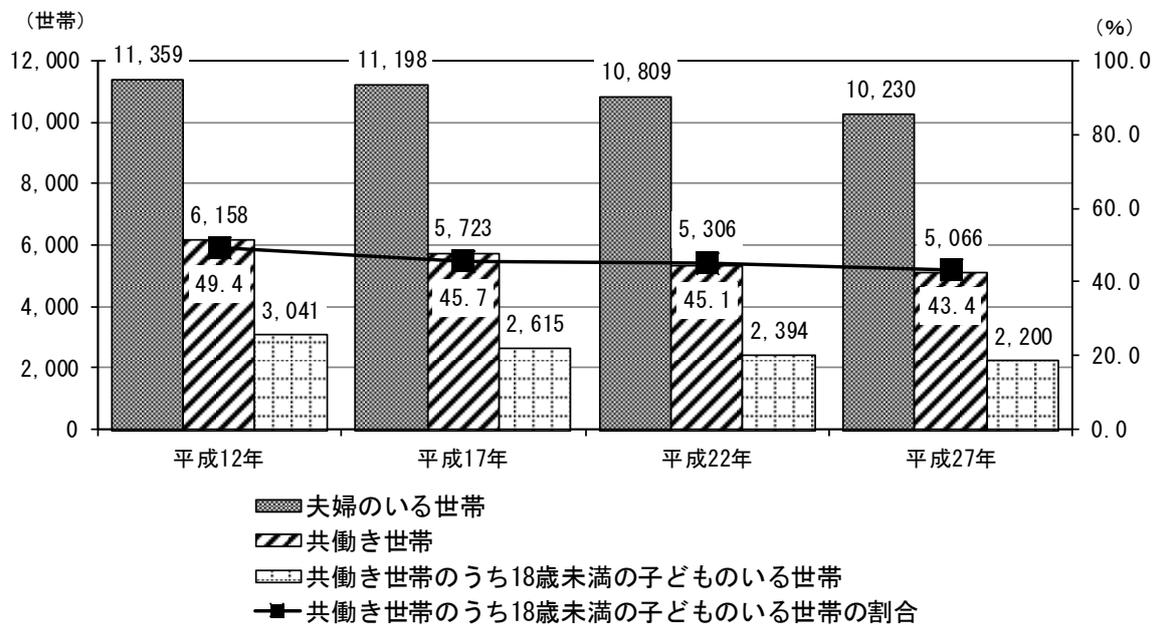


資料：国勢調査

(7) 共働き世帯の推移

共働き世帯数の推移をみると、「共働き世帯」は年々減少しており、平成27年は5,066世帯となっています。同様に「共働き世帯のうち18歳未満の子どものいる世帯」も減少傾向にあり、その割合は平成27年で43.4%となっています。

共働き世帯の推移



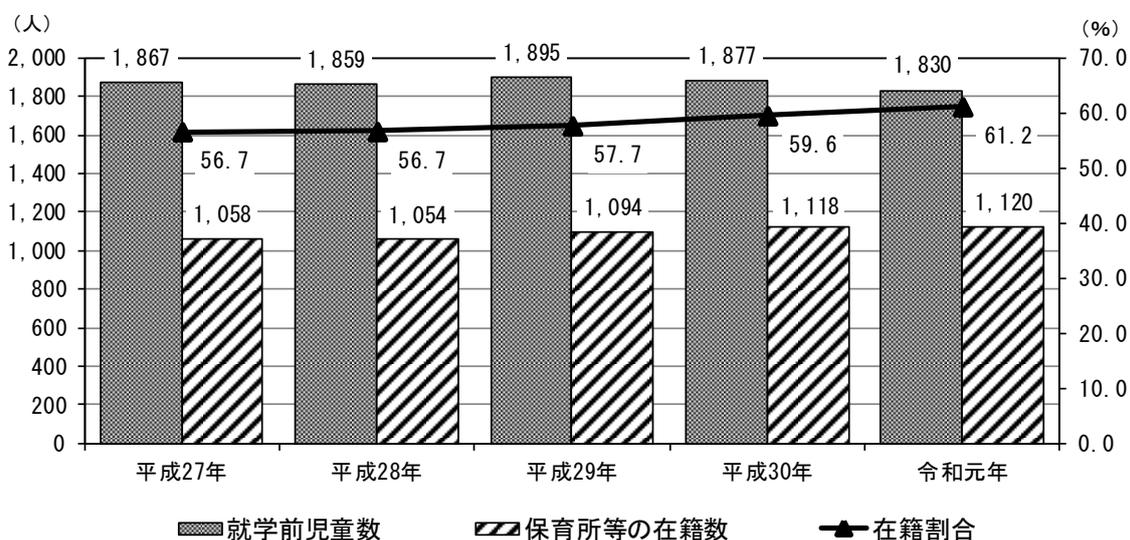
資料：国勢調査



(8) 保育所等の在籍児童の推移

本市の「就学前児童数」は概ね減少傾向となっています。一方、「保育所等の在籍数」は概ね増加傾向にあり、その割合は令和元年に61.2%となっています。

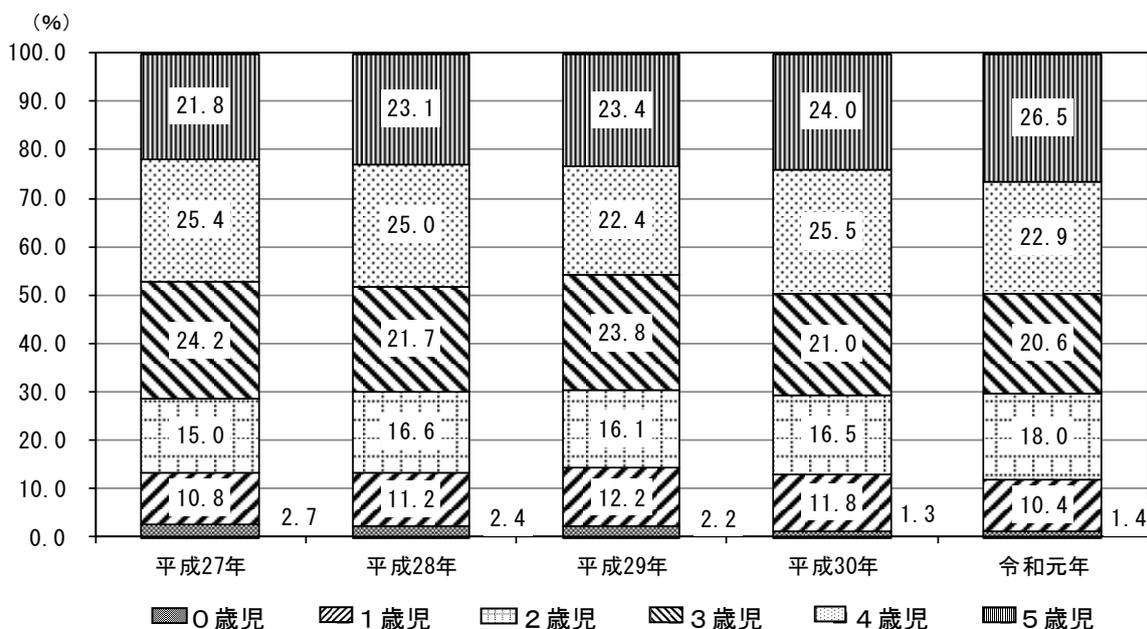
保育所等の在籍児童の推移



資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年4月1日）、
保育所等の在籍者数：こども未来課（各年4月1日）

子どもの年齢別に保育所等の在籍割合をみると、各年、年齢構成に大きな変化はみられません。概ね、「2歳児」と「5歳児」が増加傾向にあり、「3歳児」と「4歳児」が減少傾向にあります。

年齢別保育所等の在籍割合の推移

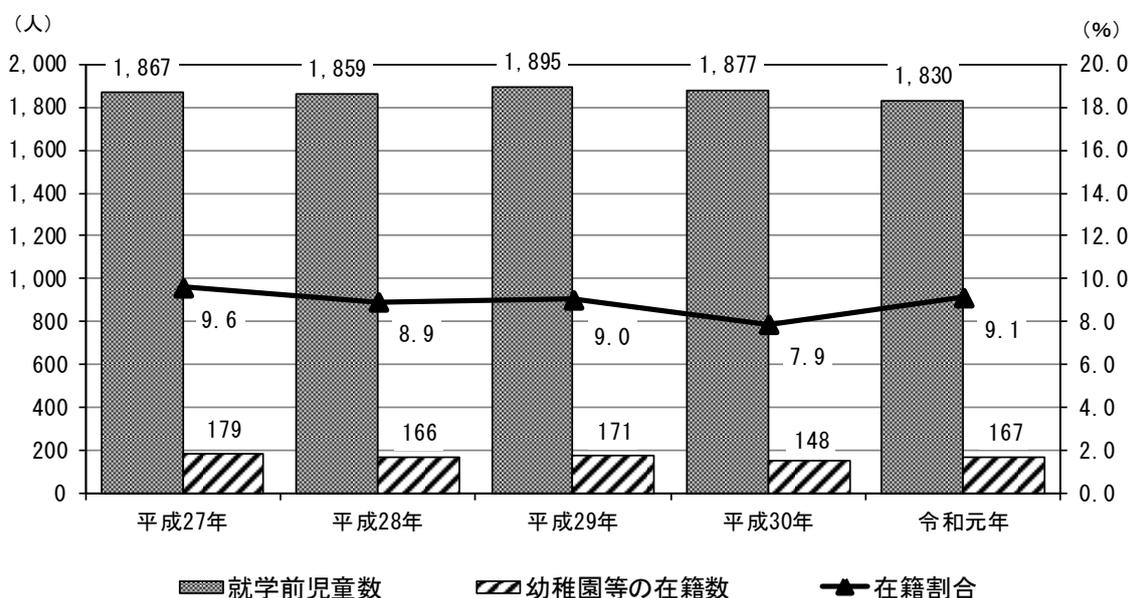


資料：こども未来課（各年4月1日）

(9) 幼稚園等の在籍者数の推移

本市の幼稚園等の在籍者数の推移をみると、平成30年にやや減少がみられましたが、平成28年以降は概ね横ばいで推移しており、その割合は令和元年に9.1%となっています。

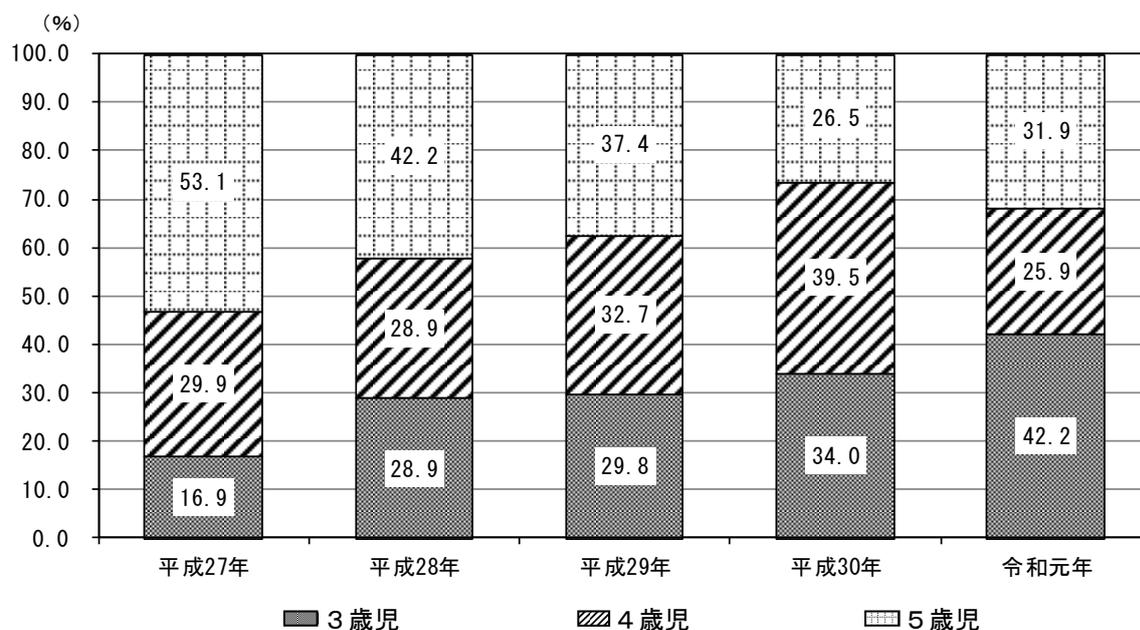
幼稚園等の在籍者数の推移



資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年4月1日）、
幼稚園等の在籍者数：こども未来課（各年5月1日）

子どもの年齢別に幼稚園等の在籍割合をみると、平成27年には「5歳児」が最も多く53.1%となっていました。年々「3歳児」が増加し、令和元年に42.2%と最も多くなっています。

年齢別幼稚園等の在籍割合の推移

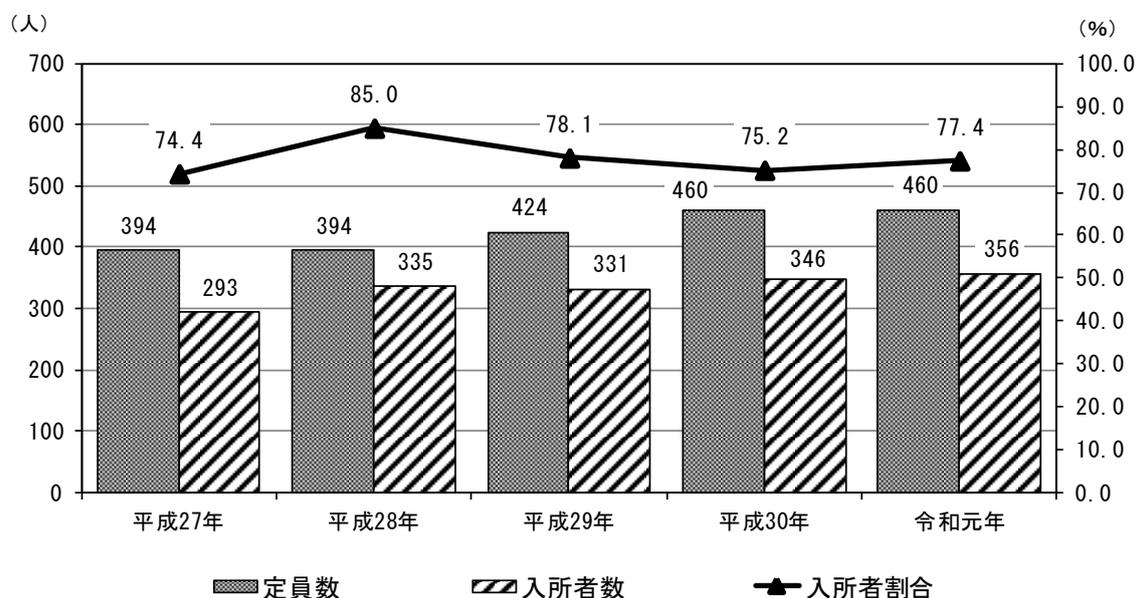


資料：こども未来課（各年5月1日）

(10) 学童保育（放課後児童健全育成事業）の推移

本市の学童保育の定員数は増加傾向にあり、令和元年に460人となっています。また、入所者数も概ね増加傾向であり、その割合は平成28年に85.0%となっていました。平成29年以降は横ばいで推移し、令和元年に77.4%となっています。

学童保育の推移



資料：こども未来課（各年5月1日）

子どもの学年別に学童保育入所数の推移をみると、毎年1年生の利用が最も多く、学年が上がるにつれて利用者は少なくなっています。また、1年生から3年生は概ね増加傾向にあり、4年生から6年生は概ね横ばいで推移しています。

学年別学童保育入所者数の推移

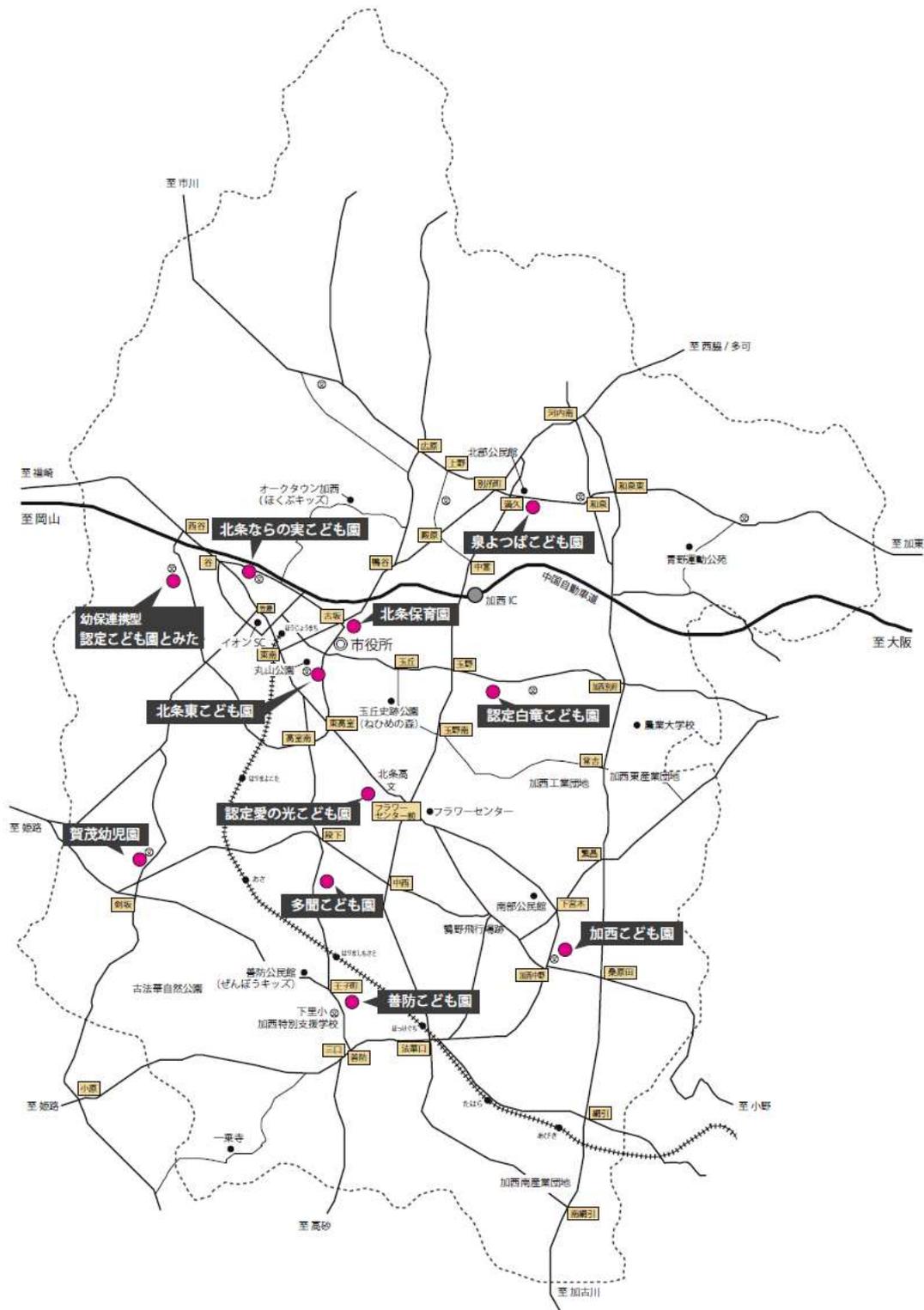
	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1年生	人	99	107	108	109	115
2年生	人	79	107	94	109	100
3年生	人	69	69	84	78	96
4年生	人	33	41	32	35	28
5年生	人	10	8	10	12	12
6年生	人	3	6	3	3	5
合計	人	293	338	331	346	356

資料：こども未来課（各年5月1日）

(11) 加西市の保育所、認定こども園等の配置状況

本市の保育所、認定こども園等の配置状況は、以下のとおりとなっています。

加西市の保育所、認定こども園等の配置状況（令和2年）



資料：こども未来課

(12) 保育所、認定こども園等の在籍児童数の状況

本市の保育所、認定こども園等の在籍児童数は以下の通りとなっています。

保育所、認定こども園等の在籍児童数の状況（令和元年）

園名		単位	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立	北条ならの実こども園	人	0	12	17	49	46	42	166
	北条東こども園	人	0	5	12	25	28	28	98
	賀茂幼児園	人	0	4	8	18	8	18	56
	加西こども園	人	2	9	18	30	25	38	122
	日吉幼児園	人	0	4	10	12	13	12	51
	宇仁幼児園	人	0	1	3	9	11	3	27
	泉幼児園	人	0	9	11	14	19	21	74
	泉第三保育所	人	1	2	5	8	4	13	33
私立	北条保育園	人	2	18	30	27	26	28	131
	富田保育所	人	5	17	12	20	22	26	102
	多聞こども園	人	2	6	9	13	17	15	62
	善防こども園	人	3	11	25	23	33	31	126
	認定愛の光こども園	人	1	8	18	28	24	34	113
	認定白竜こども園	人	0	11	24	24	26	41	126
公立計		人	3	46	84	165	154	175	627
私立計		人	13	71	118	135	148	175	660
総数		人	16	117	202	300	302	350	1,287
(参考) 総人口 (H31. 4. 1)		人	244	270	327	322	308	359	1,830

資料：こども未来課



2. 第2期加西市子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析



(1) 調査の目的

幼児期及び就学後の学校教育・保育や子育て支援の需要を踏まえた「第2期子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため、子育ての実態や幼稚園や保育園、認定こども園の利用意向や本市が実施する様々な子育て支援サービスの利用意向を把握することを目的に実施しました。

(2) 調査対象

- ①本市に居住する就学前児童の保護者 1,200人（無作為抽出）
- ②本市に居住する小学生の保護者 800人（無作為抽出）

(3) 調査期間

平成30年11月8日～平成30年11月30日

(4) 調査方法

郵送による調査票の配布・回収

(5) 回収結果

	対象世帯数	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,384世帯	1,200通	753通	62.8%
小学生	1,498世帯	800通	571通	71.4%

(6) 調査結果の表示方法

- 設問ごとの集計母数はグラフ中に「N=***」、各項目ごとの回答数は「n=***」と表記しています。
- 集計結果の百分率（%）は、小数点第2位を四捨五入した値を表記しています。このため、単数回答設問の選択肢ごとの構成比の見かけ上の合計が100.0%にならない場合があります。また、2つ以上の選択肢を集約した項目の割合が、選択肢ごとの割合の合計と一致しない場合があります。
- 複数回答設問では、当該設問に回答すべき回答者数を母数として選択肢ごとにそれぞれ構成比を求めています。そのため、構成比の合計は通常100.0%にはなりません。
- クロス集計のグラフ・数表では、集計区分ごとの集計母数を「N=***」と表記しています。

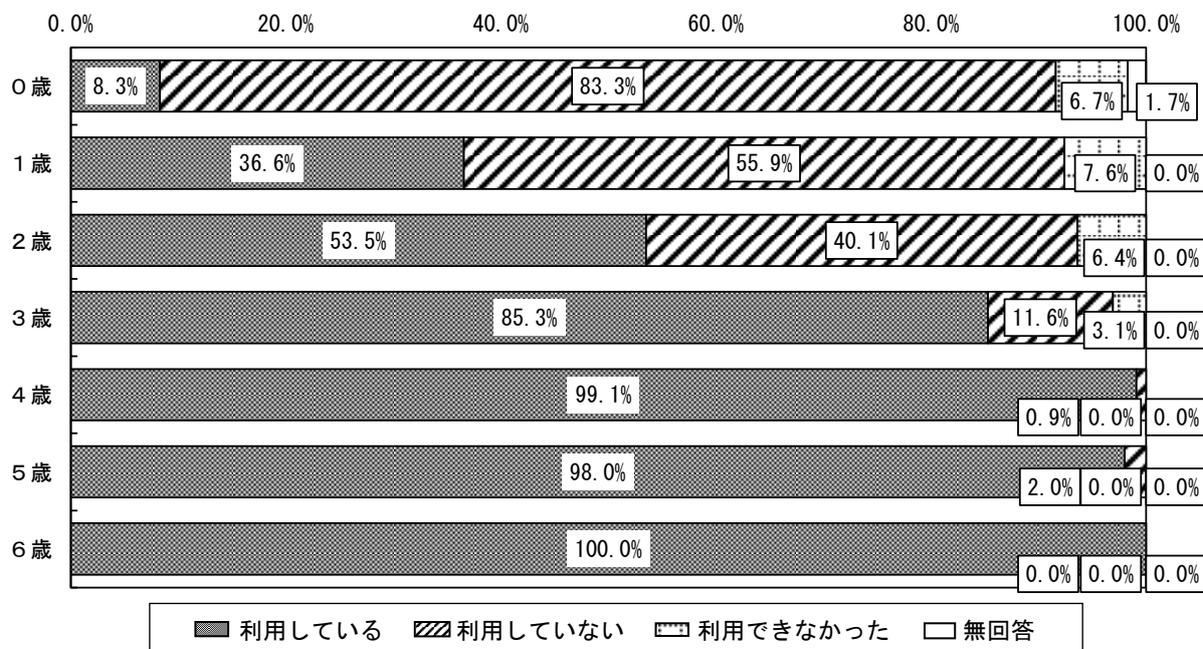
(7) 調査結果の概要

①平日の定期的な保育所、認定こども園等の利用状況と希望

○保育所、認定こども園等の利用状況

子どもの年齢別に保育所や認定こども園等の利用状況をみると、4歳以上の各年齢で「利用している」が9割以上となっており、6歳では100.0%となっています。

子どもの年齢別 保育所や認定こども園等の利用状況



○利用しているサービス

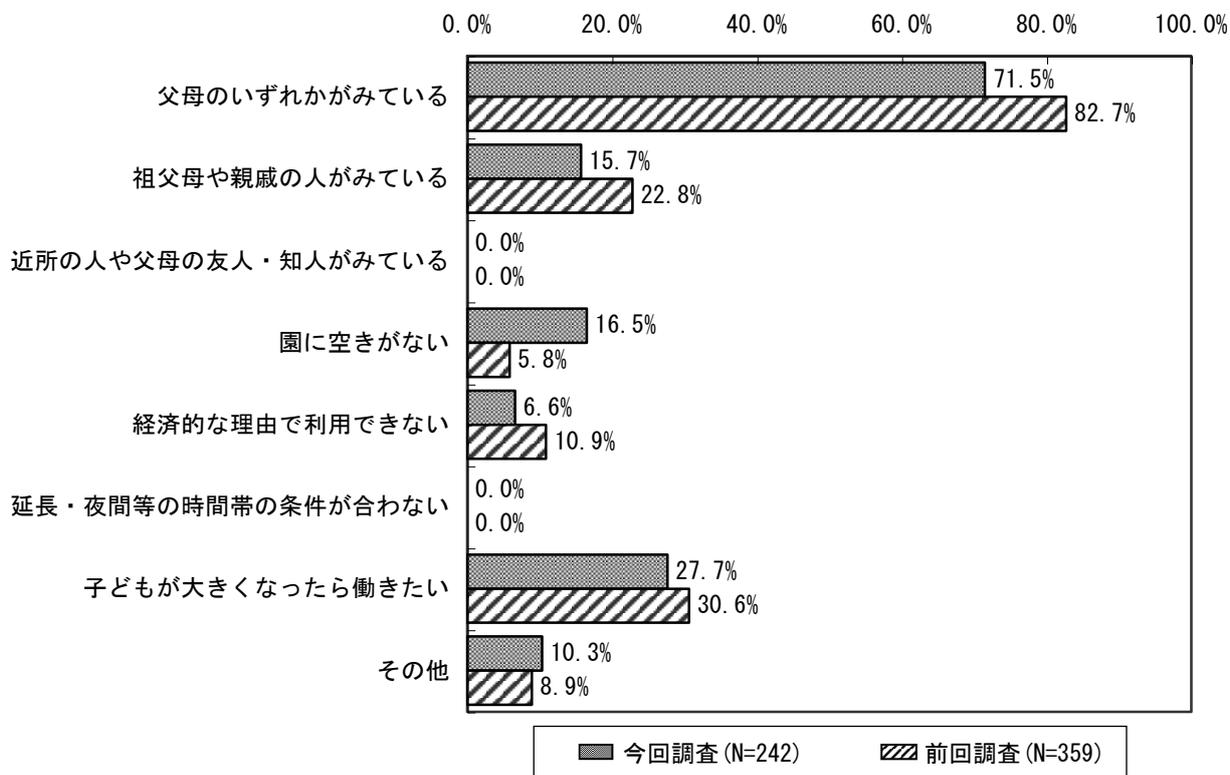
保育所や認定こども園等を利用している人について、その内訳をみると、「認定こども園または幼稚園」(69.8%)が最も多く、次いで「保育所」(21.8%)、「認定こども園や幼稚園等での預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業)」(12.2%)となっています。

また、子どもの年齢別に年間を通じて利用しているサービスをみると、各年齢で「認定こども園または幼稚園」が6割以上、「保育所」が2割以上となっています。

○サービスを利用していない理由

保育所や認定こども園等を利用していない人の理由をみると、「父母のいずれかがみている」(71.5%)が最も多く、次いで「子どもが大きくなったら働きたい」(27.7%)、「園に空きがない」(16.5%)となっています。

平日の教育・保育サービスを利用していない理由



保育所や認定こども園等を利用している人について、利用中のサービスをみると各年齢で「認定こども園または幼稚園」が6割以上となっており、前回調査と比較すると、「認定こども園または幼稚園」の利用が35.1ポイント増加しています。

子どもが0歳から1歳までは、平日に保育所や認定こども園等を利用していない人が半数以上となっていることから、在宅で父母による子育てが行なわれている様子がうかがえます。

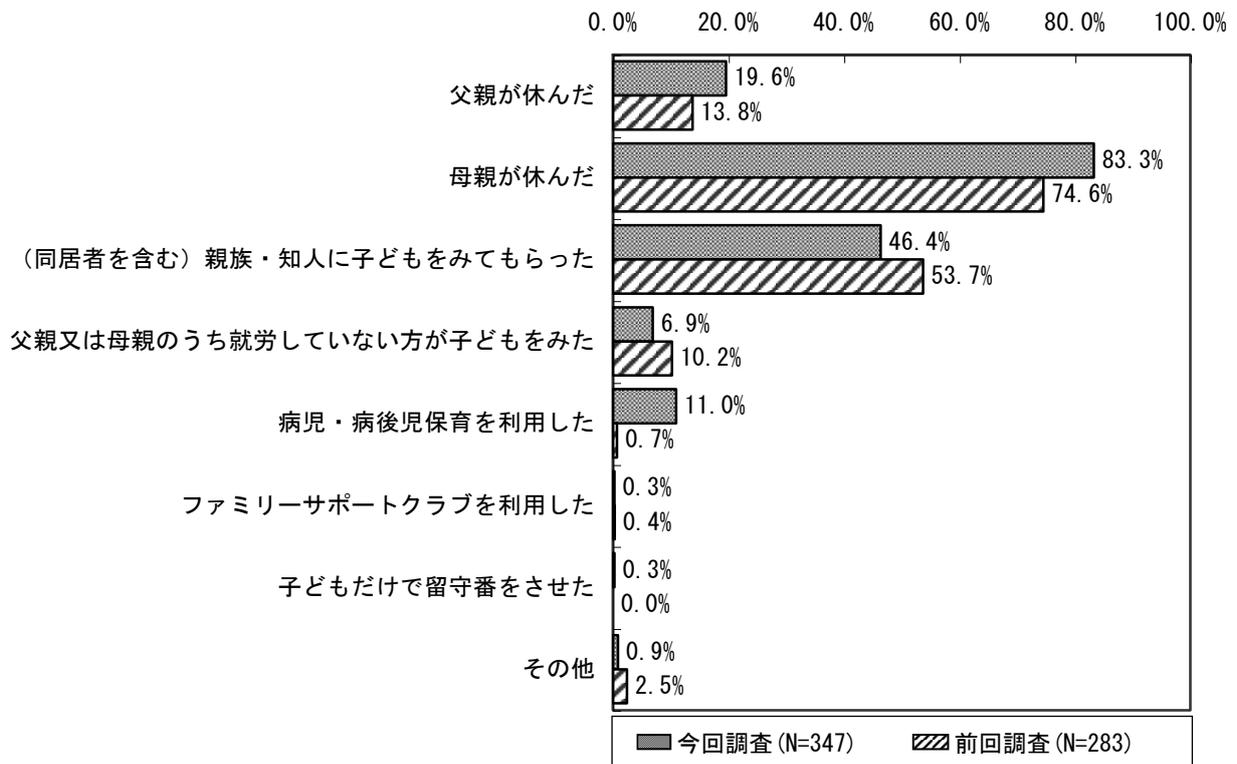
また、平日に保育所や認定こども園等を利用していない理由では、「園に空きがない」が前回調査より10.7ポイント増加していることから、保育所や認定こども園等の充実等、教育・保育の提供体制の確保に努め、待機児童の解消に取り組む必要があります。

②短時間サービスの利用状況と利用意向

○子どもが病気やケガで通常の子育てサービスが利用できなかった際の対処方法

この1年間に子どもが病気やケガで通常の子育てサービスが利用できなかった経験があった際の対処方法をみると、「母親が休んだ」(83.3%)が最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(46.4%)、「父親が休んだ」(19.6%)となっています。

子どもが病気やケガで通常の子育てサービスが利用できなかった際の対処方法



前回調査に引き続き、病気やケガで通常の保育サービスが受けられなかった際の対処方法としては「母親が休んだ」が最も多くなっています。また、前回調査より親族・知人にみてもらう人が7.3ポイント少なくなり、「病児・病後児保育を利用した」が10.3ポイント増えて11.0%となっています。安全な環境で子どもをみてもらうことができ、保護者が安心して仕事等に従事できる仕組みを整えて行くことが大切です。

③不定期の教育・保育サービスの利用等について

子どもが保護者の用事で不定期に利用しているサービスをみると、「利用していない」が95.4%となっており、利用している人はわずかとなっています。利用しているサービスでは、「一時預かり」が1.7%、「ファミリーサポートクラブ」0.7%となっています。

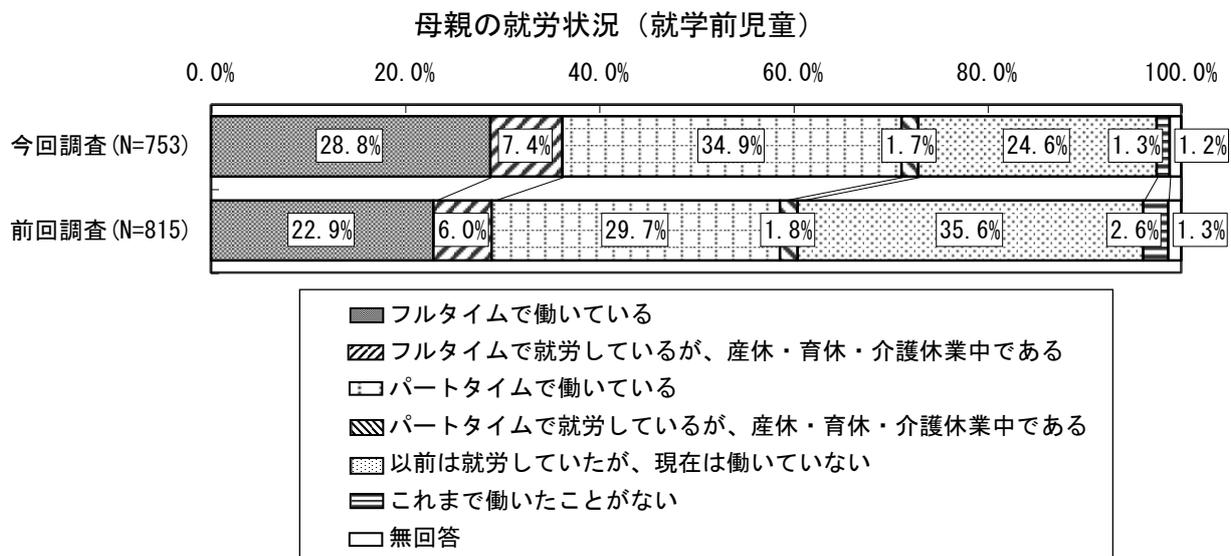
不定期に利用しているサービスについては前回調査と同様に「利用していない」が9割を超えています。子育て世帯の様々なニーズにきめ細かく対応できるよう、サービスに関する情報提供を充実したり、利用の利便性を向上するなど、子育て家庭を支える環境の充実を図っていくことが大切です。

④母親の現在の働き方と希望の働き方《就学前児童》

○母親の就労状況

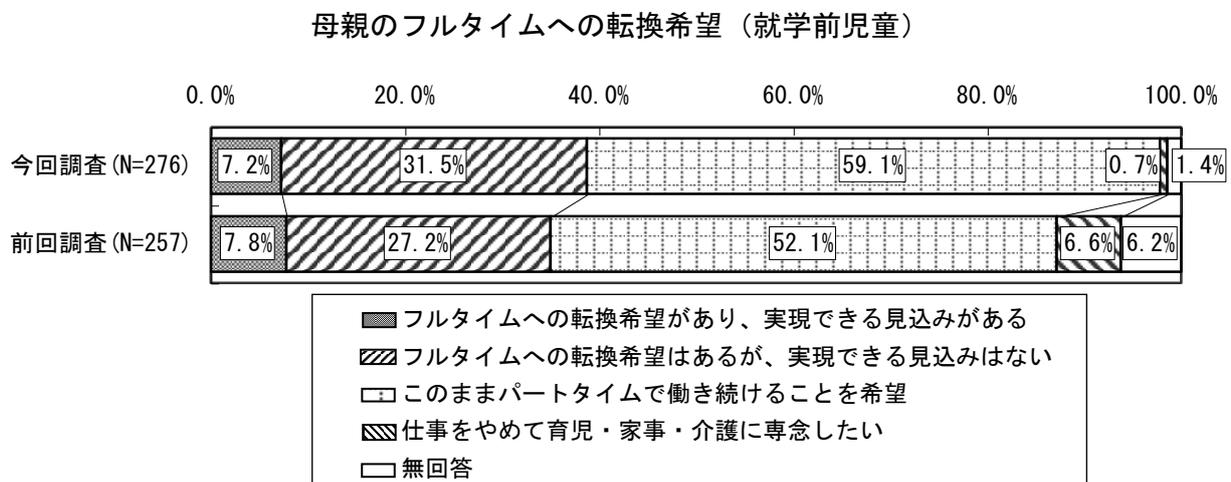
母親の現在の就労状況を見ると、「パートタイム（「フルタイム」以外）で働いている」（34.9%）が最も多く、次いで「フルタイムで働いている」（28.8%）、「以前は就労していたが、現在は働いていない」（24.6%）となっています。

「フルタイムで働いている」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の合計（以下、フルタイムで働いている人）は36.2%、「パートタイム（「フルタイム」以外）で働いている」とパートタイム（「フルタイム」以外）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の合計（以下、パートタイムで働いている人）は36.6%となり、フルタイムとパートタイムの合計（以下、働いている人）は72.8%となっています。



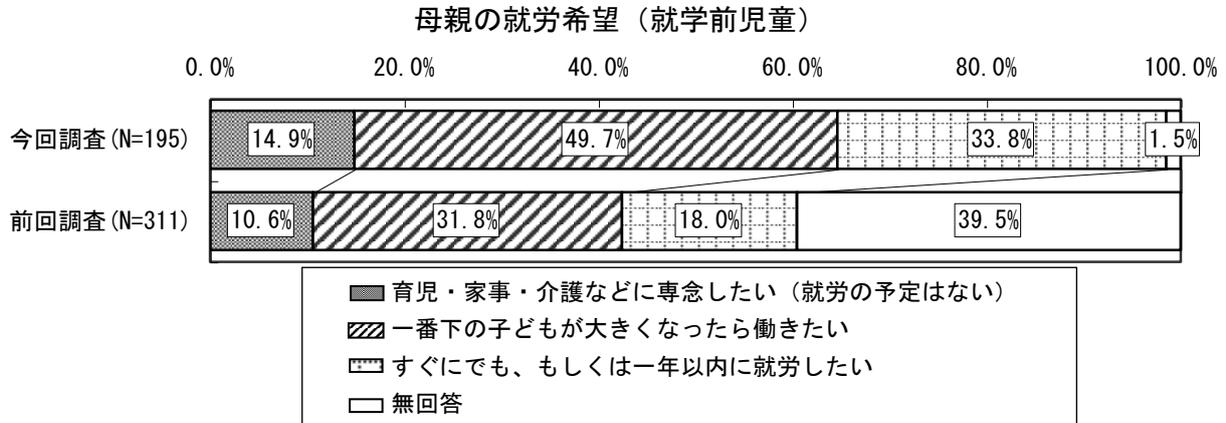
○母親のフルタイムへの転換希望

パートタイムで働いている母親のフルタイムへの転換希望を見ると、「このままパートタイムで働き続けることを希望」（59.1%）が最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」（31.5%）、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」（7.2%）となっています。



○働いていない母親の就労希望

現在働いていない母親の就労希望をみると、「一番下の子どもが大きくなったら働きたい」(49.7%)が最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは一年以内に就労したい」(33.8%)、「育児・家事・介護などに専念したい(就労の予定はない)」(14.9%)となっています。

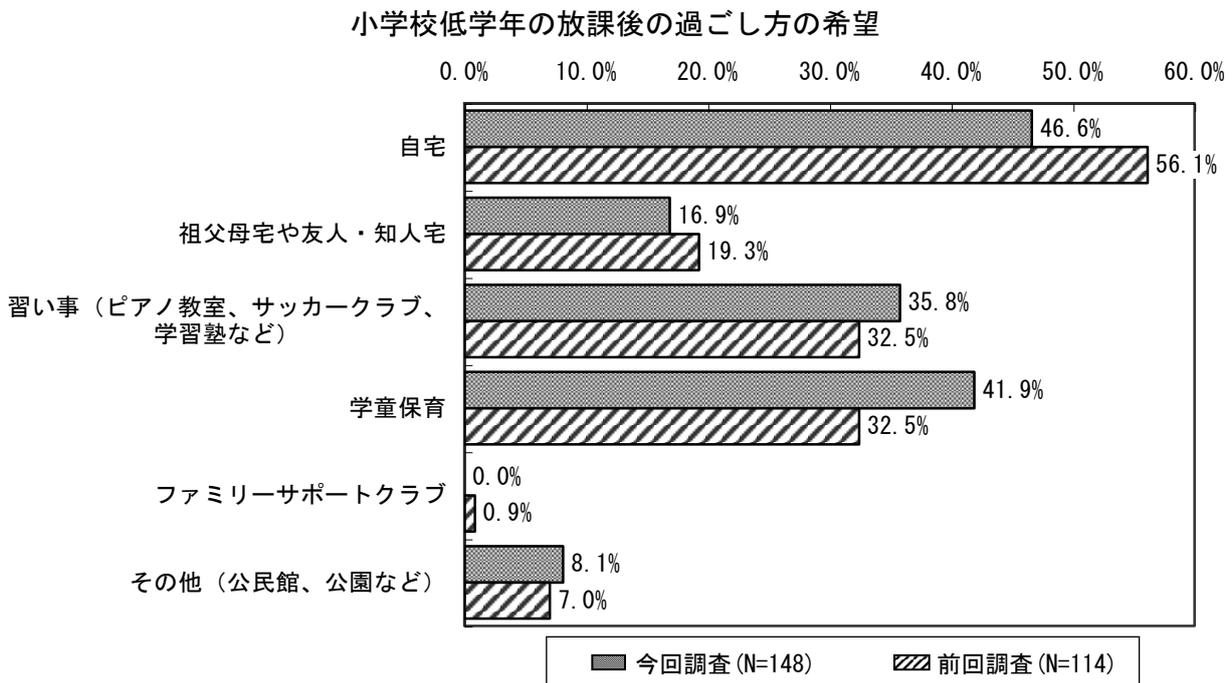


未就学児の母親の就労状況は、働いている人が前回調査より12.4ポイント増加しています。特にパートタイムで就労している人が増えており、フルタイムへの転換希望がある人も前回調査よりやや増えていますが、フルタイムへの転換の見込みがある人は1割未満と少なくなっています。国は子育て世代の女性の就業率増加をめざしており、本市においても今後子育て世代の女性の就労増加が予想されます。就労を希望する女性が仕事と子育てを両立しながら安心して働くことができる雇用・職場環境づくりを進めていくことが重要です。

⑤小学校就学後の過ごし方

○小学校低学年の放課後の過ごし方の希望

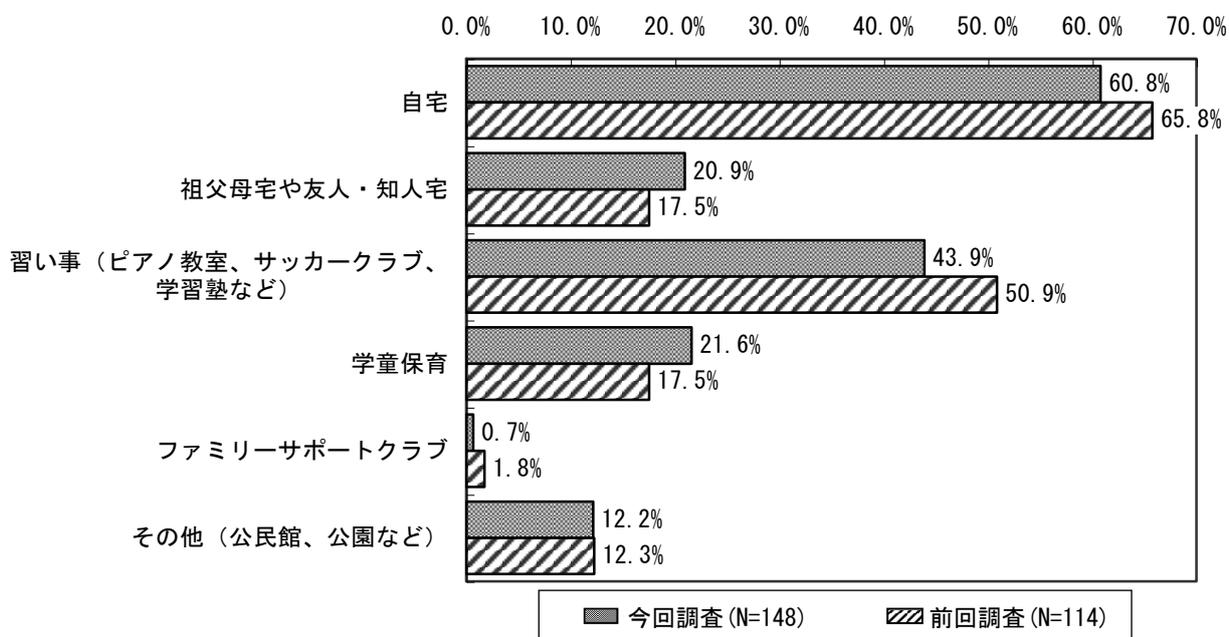
5歳以上の子どもについて、小学校低学年(1~3年生)のうちの放課後の希望の過ごし方をみると、「自宅」(46.6%)が最も多く、次いで「学童保育」(41.9%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(35.8%)となっています。



○小学校高学年の放課後の過ごし方の希望

5歳以上の子どもについて、小学校高学年（4～6年生）のうちの放課後の希望の過ごし方をみると、「自宅」（60.8%）が最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（43.9%）、「学童保育」（21.6%）となっています。

小学校高学年の放課後の過ごし方の希望



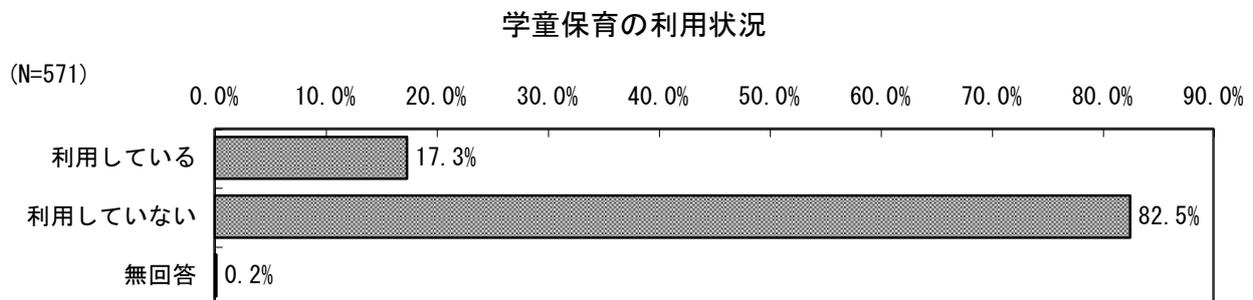
小学校就学後、低学年では「学童保育」を希望する人が約4割いますが、高学年では約2割まで減少します。前回調査と比較して、「学童保育」の利用希望は低学年、高学年ともにやや増加しています。放課後や休日、長期休暇中等、子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所を確保していく必要があります。



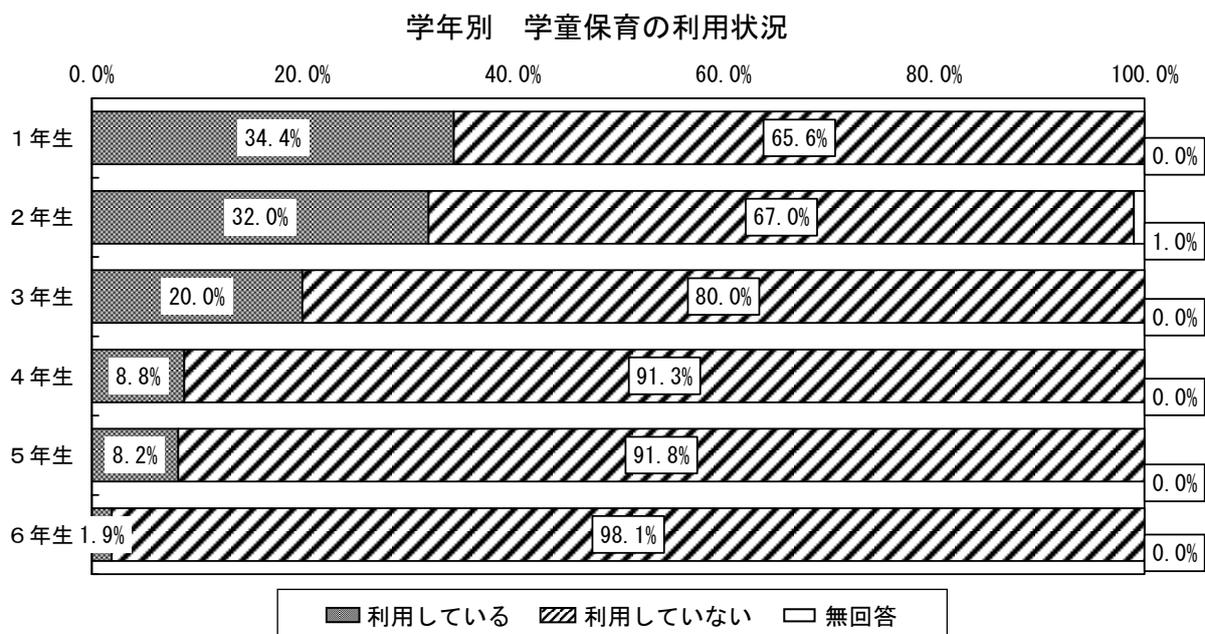
⑥学童保育の利用状況《小学生》

○学童保育の利用状況

子どもの学童保育の利用状況をみると、「利用している」が17.3%、「利用していない」が82.5%となっています。



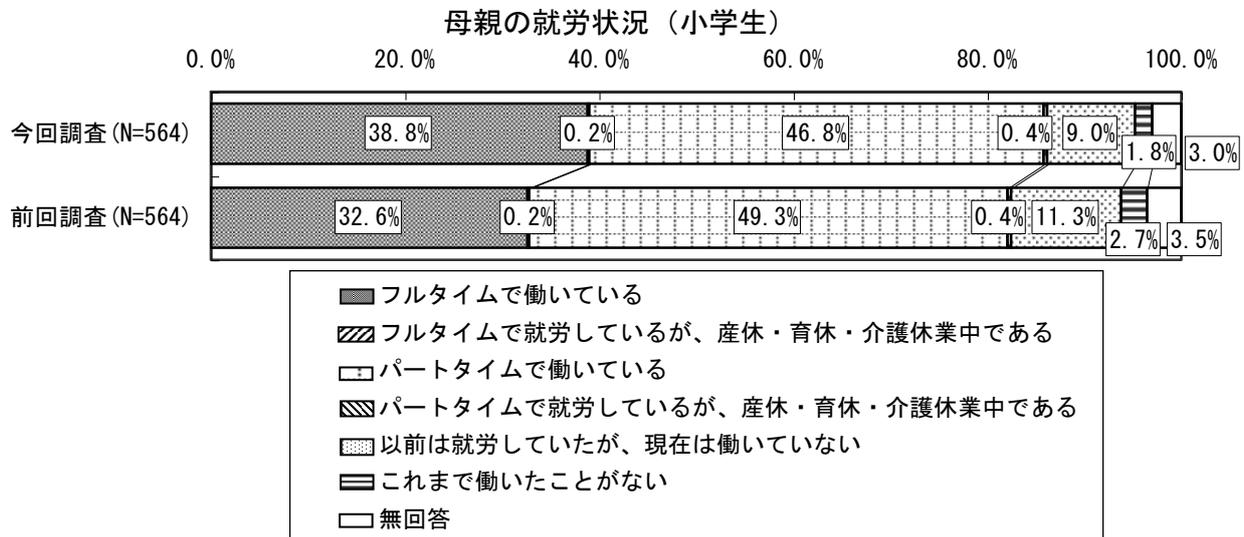
学年別に学童保育の利用状況をみると、「利用している」は1、2年生でそれぞれ3割以上、3年生で20.0%となっています。「利用していない」は4年生以上の各学年で9割以上となっています。



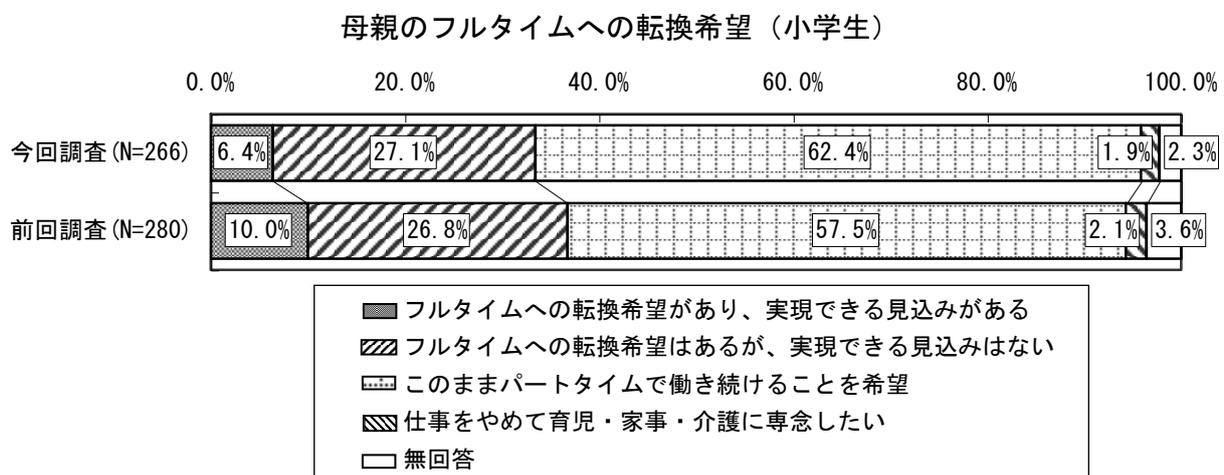
学童保育の利用は全体では17.3%となっており、学年が上がるとともに利用は減少傾向にあります。しかし、母親の就労増が予想されることや、小学校就学後の学童保育の利用希望が一定数あることを踏まえると、学童保育の利用が増加することが予想されるため、提供体制を確保し、子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所をつくっていくことが重要です。

⑦母親の就労状況《小学生》

母親の就労状況を見ると、「パートタイムで働いている」(46.8%)が最も多く、次いで「フルタイムで働いている」(38.8%)、「以前は就労していたが、現在は働いていない」(9.0%)となっています。フルタイムで働いている人は39.0%、パートタイムで働いている人は47.2%となっており、働いている人は86.2%となっています。また、働いていない人は10.8%となっています。



パートタイムで働いている母親について、フルタイムへの転換希望をみると、「このままパートタイムで働き続けることを希望」(62.4%)が最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」(27.1%)、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」(6.4%)となっています。



小学生の母親の就労状況は、働いている人が86.2%となっており、そのうちパートタイムで働いている人が46.8%となっています。現在パートタイムで働いている人のうち、フルタイムへの転換を希望する人は前回調査よりやや減少しており、実現できる見込みがあるという人も3.6ポイント少なくなっています。就労を希望する女性が、希望の働き方で仕事と子育てを両立しながら安心して働くことができる雇用・職場環境づくりを進めていくことが重要です。

⑧就学前児童保護者の自由意見

回答者のうち 214 人から回答がありました。内容別の件数は次のとおりです。気軽に相談できる場や一時預かりの希望、行政からの積極的な子育て情報の提供を求める意見が多数ありました。

○子育てをする上で必要なサポート（項目別に多い順、5件以上）

内 容	件数	内 容	件数
相談できる環境が必要	46	病児・病後児保育の充実	9
一時預かりを希望	32	保育所等の延長保育を希望	9
子育てに関する情報提供	20	児童館の整備・充実	8
遊べる場所が必要	14	夫のサポートが必要	8
地域の見守り、声掛けなどが必要	11	親が集える場所が必要	8
緊急時のサポートが必要	9	現状で満足している	6

○教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援についての意見

（項目別に多い順、5件以上）

内 容	件数	内 容	件数
遊べる場所が必要	43	通学路の見直し・整備	9
保育所等の受入、延長保育の要望	36	公共料金（水道、電気）が高い	8
児童館の整備・充実	33	相談できる環境が必要	8
保育料の低額・無料化を希望	28	歩道の整備	8
西脇市 Miraie のような施設を希望	24	医療費助成制度の所得制限	7
公園の整備	22	教育・保育内容の充実	7
子育て関連の情報が必要	20	幼保の統合に対する不安	7
公共交通の改善	16	防犯対策の充実	7
現状で満足している	15	働ける環境が必要	6
一時預かりを希望	14	遊具の充実	6
学童保育の運用の改善	14	予防接種への補助	6
小児医療体制の充実	12	ファミリーサポート利用への不安	5
地域格差の改善	12	経済的支援	5
病児・病後児保育サービスの充実	12	健診内容・運用の充実	5
スクールバス運行の希望	11	子育て環境の充実	5
行政の柔軟な対応	11	商業施設の充実	5
土日の預かりの希望	11	小中学校の運用	5
保育士人材の充実	11	多子世帯の支援	5
子育て広場の運用面の改善、整備	10	待機児童の解消	5
長期休みの預かりの希望	10	幼稚園の運用の改善	5

⑨小学生保護者の自由意見

回答者のうち 341 人から回答がありました。内容別の件数、主な意見は次のとおりです。就学前児童保護者と同様、気軽に相談できる場やそのサポート体制、子どもの一時預かりに加え、学童保育の充実を求める意見が多数ありました。

○子育てをする上で必要なサポート（項目別に多い順、3件以上）

内 容	件数	内 容	件数
相談できる環境が必要	30	登下校時見守り	6
一時預かりを希望	18	経済的支援	5
子育て等に関するサポートが必要	8	ファミリーサポートの充実	3
学童保育の充実	7	送迎バスの運行	3
子育て関連の情報が必要	7	病児・病後児保育サービスの充実	3
地域の見守り、声掛け等が必要	7	母子・父子家庭への支援	3

○教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関する意見

（項目別に多い多い順、5件以上）

内 容	件数	内 容	件数
学童保育の運用の改善	29	小野市の事例（医療費無料等）	8
公共交通の整備・改善	17	通学路の見直し・整備	8
教育内容の充実	16	通学バス運行の希望	7
医療費の無料化	13	公共料金（水道）が高い	6
遊べる場	12	高校、大学の通学支援	6
街灯の設置	11	小中学校の統合	6
給食費の支払い方法の改善	11	障害者・児への理解	6
高校進学への不安	11	母子・父子家庭への支援	6
現状で満足している	10	医療費補助	5
児童館の整備・充実	9	行政の柔軟な対応	5
歩道の整備	9	小児科を増やす	5
公園の整備	8	防犯対策の充実	5

3. 「加西市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」の進捗状況

(1) 目標事業量による検証

① 教育・保育の提供体制の確保と実施時期

(ア) 1号（教育利用）認定子ども

1号認定子どもの申込者数は減少しており、利用定員を下回っているため、提供体制を確保することができています。

1号（教育利用）認定子どもの状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	人	170	165	169	167	166
提供量（確保方策）	人	170	165	169	297	297
提供量（実績）	人	229	260	257	230	-

(イ) 2号（3～5歳児の保育利用）認定子ども

2号認定子どもの申込者数は概ね増加傾向にありますが、利用定員よりも下回っているため、提供体制を確保することができています。

2号（3～5歳児の保育利用）認定子どもの状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	人	692	673	688	680	678
提供量（確保方策）	人	692	673	688	900	900
提供量（実績）	人	851	871	786	838	-

(ウ) 3号（0～2歳児の保育利用）認定子ども

3号認定子どもの申込者数は増加傾向にあります。また、平成29年以降は利用定員を上回る申込者があり、提供量が不足しています。

3号（0～2歳児の保育利用）認定子どもの状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	人	425	427	395	400	400
提供量（確保方策）	人	378	378	395	371	371
提供量（実績）	人	326	329	344	344	-

②地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期

(ア) 時間外保育事業

時間外保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園等で通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。ニーズ量に対して過不足なく提供することができています。

時間外保育事業の状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	園	6	6	6	6	6
提供量(確保方策)	園	6	6	6	6	6
提供量(実績)	園	6	6	6	6	-

(イ) 学童保育(放課後児童健全育成事業)

学童保育は、平日の放課後や長期休業期間中、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。ニーズ量は減少を見込んでいましたが、申込者数が年々増加しており、提供量は不足しています。

学童保育(放課後児童健全育成事業)の状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	人	431	416	397	390	376
提供量(確保方策)	人	395	416	397	390	376
提供量(実績)	人	293	335	334	346	-

(ウ) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。ニーズ量が過大であります。実績ベースでは、過不足なく提供することができています。

子育て短期支援事業の状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	人	101	99	97	96	94
提供量(確保方策)	人	101	99	97	96	94
提供量(実績)	人	0	2	10	5	-

(エ) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。ニーズ量が過大であります、実績ベースでは、過不足なく提供することができています。

地域子育て支援拠点事業の状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	人	30,849	30,815	28,822	28,101	27,448
提供量(確保方策)	人	30,849	30,815	28,822	28,101	27,448
提供量(実績)	人	1,091	1,248	998	1,034	-

(オ) 幼稚園における一時預かり事業

幼稚園における一時預かり事業は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて実施する事業です。ニーズ量が過大であります、実績ベースでは、過不足なく提供することができています。

幼稚園における一時預かり事業の状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	人	19,807	19,077	14,354	11,579	11,496
提供量(確保方策)	人	19,807	19,077	14,354	11,579	11,496
提供量(実績)	人	3,240	3,866	3,453	765	-

(カ) 保育所等における一時預かり事業

保育所等における一時預かり事業は、保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを主として昼間に、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。ニーズ量が過大であります、実績ベースでは、過不足なく提供することができています。

保育所等における一時預かり事業の状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	人	9,733	9,589	9,387	9,217	9,100
提供量(確保方策)	人	9,733	9,589	9,387	9,217	9,100
提供量(実績)	人	585	1,017	1,111	784	-

(キ) 病児保育事業

病児保育事業は、病気や病気回復期の児童を、就労等の理由により保護者が保育できない際に保育施設で預かる事業です。ニーズ量の見込みに対して過不足なく提供することができています。

病児保育事業の状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	人	240	240	240	240	240
提供量（確保方策）	人	240	240	240	240	240
提供量（実績）	人	411	475	622	431	-

(ク) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織です。ニーズ量が過大となりましたが、実績ベースでは、過不足なく提供することができています。

ファミリー・サポート・センターの状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	人	523	523	523	523	523
提供量（確保方策）	人	523	523	523	523	523
提供量（実績）	人	92	112	129	65	-

※就学児童のみ

(ケ) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。ニーズ量の見込みに対して過不足なく提供することができています。

利用者支援事業の状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	箇所	1	2	2	2	2
提供量（実績）	箇所	1	2	2	2	-

(コ) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。ニーズ量を上回る実績がありましたが、計画通り実施できています。

妊婦健康診査の状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	人	320	312	304	298	290
	回数	2,240	2,184	2,128	2,086	2,030
提供量(実績)	人	480	491	430	388	-
	回数	3,493	3,620	3,183	2,971	-

(サ) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業であり、計画通り実施できています。

乳児家庭全戸訪問事業の状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	人	278	271	264	259	252
提供量(実績)	人	279	275	250	239	-

(シ) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)を行う事業です。対象児童数の見込みに対して実績が年々増加していますが、計画通り実施できています。

養育支援訪問事業の状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ニーズ量	人	3	3	3	3	3
提供量(実績)	人	2	3	6	11	-

(2) 評価指標による検証

「子育ての不安や負担を感じないと答えた人の割合」は就学前、小学生共に増加をめざしていましたが、小学生はやや減少しています。

「加西市での子育てに満足あるいはどちらかといえば満足と答えた人の割合」は就学前、小学生共に増加し、目標を達成しています。

評価指標の達成状況

基本理念	評価指標		計画策定時 実績値	平成 30 年度 実績値	検証結果
安心して子どもを 生み育てられる加西市 づくり	子育ての不安や負担 を感じないと答えた 人の割合	就学前	9.2%	11.2%	増加
		小学生	9.9%	8.8%	減少
	加西市での子育てに 満足あるいはどちら かといえば満足と答 えた人の割合	就学前	30.7%	45.4%	増加
		小学生	26.0%	42.4%	増加



4. 加西市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題



(1) すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備

本市では、2号及び3号認定子どもの利用申込が増加傾向にありますが、3号認定子どもでは待機児童が生じています。また、アンケート調査でも平日の教育・保育サービスを利用していない理由として「園に空きがない」という回答が前回調査より10ポイント以上増加していること等から、希望する教育・保育を受けられない子育て家庭が一定数いることが明らかとなっており、本市の子どもたちが分け隔てなく必要な教育・保育を受けられるよう、十分な提供体制を確保する必要があります。また、保育所や認定こども園等を利用せず在宅で育児を行う家庭もあることから、これらの家庭が安心して子育てができるよう、相談や情報提供の体制を整え、支援策の充実を図っていくことが大切です。

(2) 親子が安心して利用できる子育て支援サービスの提供体制の確保

今後は子育てと仕事の両立を希望する保護者が増えることが見込まれるため、保護者が安心して仕事等に従事できる子育て環境の実現に対するニーズはますます高まると考えられます。また、保護者が心のゆとりを持って子どもと向き合うためには、リフレッシュのために一時預かり等のサービスを利用する機会を得ることも大切です。一方で、日常的な教育・保育の利用以外で子どもを預けることに不安や抵抗を感じる人もいることから、それらの軽減を図っていく必要があります。また、日常的な教育・保育の他にも不定期の利用に対応できる様々なサービスがあることを周知するとともに、利用時間や手続き等の利便性を向上し、いざという時の子どもの預け先の心配を解消することも重要です。

(3) 子育てと仕事を両立することができる雇用・職場環境の整備

本市では、子育てをしながら働く女性の割合が増えています。また、パートタイムで働いている子育て中の女性のフルタイムへの転換希望も増加しており、今後も就労希望は高まると考えられます。一方で、実際にフルタイムに転換できる見込みがある女性は少ないことから、希望どおりの形態で働くことができていない女性が多数いることがうかがえます。そのため、希望する時期に希望する形態で働くことができるよう、雇用機会の確保を推進する必要があります。また、女性の子育てと仕事の両立を可能にするためには、男性の育児参加や子育て中の労働者に対する職場の理解と協力が不可欠です。男性の育児休業取得を推進するとともに、市内の企業や事業所等に対し、両立支援制度の整備やそれらを利用しやすい職場環境整備を促すことが重要です。

(4) 地域とのつながりを感じられる子どもの居場所づくり

小学生の放課後の過ごし方の希望をみると、低学年、高学年共に「自宅」が最も多く、高学年では約6割が希望しています。また、放課後の子どもの居場所として学童保育がありますが、近年は申込者が増加し待機児童が生じています。母親の就労増加が予想されることから今後も学童保育の利用希望の増加が見込まれるため、提供体制を確保するとともに、自宅以外に子どもが他の子どもたちや大人との交流を通じて様々なことを学びながら、安全に安心して過ごせる居場所を地域住民との協働によりつくるのが大切です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念



安心して子どもを産み育てられる加西市づくり

本計画では、「第1期加西市子ども・子育て支援事業計画」で定めた基本理念である、「安心して子どもを産み育てられる加西市づくり」を継承します。

本計画の推進により、子どもの育ちと子育てを、行政をはじめ地域社会全体で支援し、子どもが健やかに育つために、子・親・地域の間が繋がりが、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めます。

2. 基本的な視点



(1) 子どもの視点に立った支援

本市で育つすべての子どもの権利を保障し、家族や地域の人々の愛情の下に他者とのふれあいを通じて健やかに育ち、基本的な生活習慣や社会性を身に付けながら一人一人が自分らしくのびのびと成長し、幸せに暮らすことができるように「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざします。そのため、幼児期的人格形成を培う教育・保育については、教育・保育の利用を希望するすべての子どもに、分け隔てなく良質かつ適切な内容及び水準で提供できる体制の確保に努めます。

(2) 切れ目のない支援

身近な地域で安心して子育てができる環境を整えるため、行政と関係機関が連携し地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、すべての家庭及び子どもに対して妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。また、保護者は、子どもの成長や自分自身の子育て等について様々な悩みや不安を感じながら日々子育てに励んでいます。そのような保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、相談や適切な情報提供を行うことで不安の解消を図り、子どもを産み育てる喜びや楽しみを感じられるよう支援します。さらに、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びを支援し、親として成長する機会の充実を図ります。

(3) 地域社会全体による支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、行政をはじめ、地域住民、民生委員・児童委員、学校や園、子育て支援を行う施設、企業・事業所等の社会のあらゆる分野における機関や人々が、子ども・子育て支援の意義や重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。また、子育てや子どもとの関わりを通じて保護者はもとより地域の人々がともに成長し、子どもへのあたたかなまなざしや他者への思いやりを育むやさしいまちを築きます。

3. 教育・保育提供区域の設定



子ども・子育て支援法の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定し、区域ごとに事業の必要量を定める必要があります。本市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。



第4章 計画の施策内容

1. 幼児期の教育・保育の見込みと確保内容・実施時期



(1) 加西市の教育・保育の現状

加西市の教育・保育の現状

	単位	合計	令和元年度			
			1号 (教育利用)	2号 (保育利用)	3号 (保育利用)	
園児数	人	1,285	167	785	335	
定員	人	1,412	235	833	344	
充足率	%	-	71.1	94.2	97.4	
定員	認定こども園	人	872	210	450	212
	認可保育所	人	515	0	383	132
	認可幼稚園	人	25	25	0	0
	合計	人	1,412	235	833	344

※4月1日現在

(2) 教育・保育のニーズ量の算出

① ニーズ量の算出方法

本計画では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、それに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。ニーズ量は、「第2期加西市子育て支援に関するアンケート調査」や、これまでの教育・保育の提供実績、今後の児童数の推移等を踏まえて算出しています。

② 3号認定のニーズ量の見直しについて

3号認定のニーズ量は現状と希望の大幅な乖離を防ぎ、より実態に近いニーズ量を算出するため、母親の育児休業の取得状況を反映して補正を行っています。

3号認定のニーズ量の見直し

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児保育の ニーズ量	補正前	144	145	155	129	125
	補正後	79	80	85	70	68
1～2歳の ニーズ量	補正前	404	402	409	423	401
	補正後	339	354	377	405	401
3号認定のニーズ量 (補正後)		418	434	462	475	469

(3) 教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

1号認定については、ニーズ量に対して提供量が上回っており、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。また、2号認定については、ニーズ量に対して提供量が上回っているものの、利用希望者の増加に伴い不足することが見込まれるため、保育所から認定こども園への移行、定員の見直しを図り、確保体制を整備します。

一方、3号認定の0歳、1・2歳については、量の見込みに対して定員が不足しています。認定こども園への移行に加え、小規模保育施設の開設等、効果的な確保体制の整備を行うことで、令和3年4月1日に待機児童数0を達成し、令和4年以降も待機児童数0を維持します。

①令和2年度

教育・保育の提供体制（令和2年度）

	単位	1号	2号	3号	
				0歳児	1・2歳児
児童数推計	人	971		251	540
ニーズ量	人	126	833	79	339
提供量（確保方策）	人	169	859	64	351
認定こども園・保育所	人	169	859	64	351
その他の保育施設	人	0	0	0	0
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	43	26	△15	12

②令和3年度

教育・保育の提供体制（令和3年度）

	単位	1号	2号	3号	
				0歳児	1・2歳児
児童数推計	人	952		253	537
ニーズ量	人	124	816	80	354
提供量（確保方策）	人	179	829	81	377
認定こども園・保育所	人	179	829	81	377
その他の保育施設	人	0	0	0	0
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	55	13	1	23

③令和4年度

教育・保育の提供体制（令和4年度）

	単位	1号	2号	3号	
				0歳児	1・2歳児
児童数推計	人	907		269	547
ニーズ量	人	118	777	85	377
提供量（確保方策）	人	179	829	86	406
認定こども園・保育所	人	179	829	81	377
その他の保育施設	人	0	0	5	29
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	61	52	1	29

④令和5年度

教育・保育の提供体制（令和5年度）

	単位	1号	2号	3号	
				0歳児	1・2歳児
児童数推計	人	855		224	565
ニーズ量	人	111	733	70	405
提供量（確保方策）	人	179	829	86	406
認定こども園・保育所	人	179	829	81	377
その他の保育施設	人	0	0	5	29
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	68	96	16	1

⑤令和6年度

教育・保育の提供体制（令和6年度）

	単位	1号	2号	3号	
				0歳児	1・2歳児
児童数推計	人	855		217	536
ニーズ量	人	111	733	68	401
提供量（確保方策）	人	179	829	86	406
認定こども園・保育所	人	179	829	81	377
その他の保育施設	人	0	0	5	29
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	68	96	18	5

2. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期



(1) 時間外保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。

時間外保育事業は計画期間中に減少していく見込みです。既存の施設において十分に保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。

時間保育事業の提供体制

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	820	788	762	738	716
実施箇所数（確保方策）	箇所	8	8	8	8	8
提供量	人	820	788	762	738	716
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	0	0	0	0	0

(2) 学童保育（放課後児童健全育成事業）

事業概要

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業期間中にも実施します。

学童保育の利用は増加していく見込みです。全体の提供量は充足されているものの、地域によっては待機児童が発生しています。待機児童が発生している地域においては施設整備により提供量の確保を図ります。

学童保育（放課後児童健全育成事業）の提供体制

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	420	422	431	440	433
	1年生	138	120	128	135	116
	2年生	109	127	111	118	125
	3年生	94	95	110	97	103
	4年生	51	50	51	59	52
	5年生	22	23	23	23	28
	6年生	6	7	8	8	9
実施箇所数（確保方策）	箇所	15	16	17	17	17
提供量	人	460	480	510	510	510
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	40	58	79	70	77

(3) 子育て短期支援事業

事業概要

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

子育て短期支援事業は、毎年度 20 人日となる見込みです。既存の施設において十分に保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。

子育て短期支援事業の提供体制

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人日	20	20	20	20	20
実施箇所数（確保方策）	箇所	12	12	12	12	12
提供量	人日	20	20	20	20	20
過不足分（提供量－ニーズ量）	人日	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業の利用は計画期間中に減少していく見込みです。既存の施設において十分に保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。

また、児童館や他の子育て支援事業も含めたサービスの集約や利用者の利便性を高めるため、認定こども園や集客施設等への移設を検討します。

地域子育て支援拠点事業の提供体制

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	1,630	1,577	1,530	1,495	1,457
実施箇所数（確保方策）	箇所	4	4	4	4	4
提供量	人	1,630	1,577	1,530	1,495	1,457
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	0	0	0	0	0

(5) 幼稚園型一時預かり事業

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する方を対象に実施する事業です。

幼稚園型一時預かり事業は、1号認定による利用を見込んでおり、毎年度120人日となる見込みです。なお、市内のすべての教育・保育施設が認定こども園もしくは保育所のため、2号認定による利用は想定していません。既存の施設において十分に保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。

幼稚園型一時預かり事業の提供体制

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1号	人日	120	120	120	120	120
	2号	人日	0	0	0	0	0
実施箇所数（確保方策量）		箇所	7	7	7	7	7
提供量		人日	120	120	120	120	120
過不足分（提供量－ニーズ量）		人日	0	0	0	0	0

(6) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

事業概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間に、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。

一時預かり事業のニーズ量は現状と希望の大幅な乖離を防ぎ、より実態に近いニーズ量を算出するため、各施設の申込状況等を反映して補正を行っています。認定こども園等においては、専任の一時預かり職員を配置するなど、今後の受入数の確保、充実に努めます。

また、児童館や他の子育て支援事業も含めたサービスの集約や利用者の利便性を高めるため、集客施設等での開設を検討します。

一時預かり事業（幼稚園型以外）の提供体制

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量		人日	3,431	3,392	3,355	3,201	3,131
実施箇所数（確保方策）		箇所	11	11	11	11	11
提供量		人日	3,431	3,392	3,355	3,201	3,131
過不足分（提供量－ニーズ量）		人日	0	0	0	0	0

(7) 病児・病後児保育事業

事業概要

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

病児・病後児保育事業の利用は計画期間中に減少していく見込みです。既存の施設において十分に保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。

病児・病後児保育事業の提供体制

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人日	512	492	475	460	447
実施箇所数（確保方策）	箇所	1	1	1	1	1
提供量	人日	512	492	475	460	447
過不足分（提供量－ニーズ量）	人日	0	0	0	0	0

(8) ファミリー・サポート・センター

事業概要

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員は概ね小学校6年生までの子どもの保護者です。

ファミリー・サポート・センターは既存の施設において十分に保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。協力会員の増加に向けて取り組むとともに、研修会や講習会を通して会員のスキル向上を図ります。

ファミリー・サポート・センターの提供体制

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	155	160	165	170	175
実施箇所数（確保方策）	箇所	1	1	1	1	1
提供量	人	155	160	165	170	175
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	0	0	0	0	0

[参考：会員数と利用者の状況]

会員数と利用者の状況

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
協力会員	人	60	60	61	57	63
依頼会員	人	168	171	175	180	165
両方会員	人	13	17	19	19	13
小学生利用者	人	8	9	13	10	10

※協力会員：子育ての支援ができる人

※依頼会員：子育ての支援を必要としている人

※両方会員：協力会員と依頼会員の両方を兼ねている人

(9) 利用者支援事業

事業概要

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。利用者支援事業には「基本型」、「特定型」、「母子保健型」の3種類があります。

基本型の利用者支援事業は、地域子育て支援拠点等の身近な場所で、「利用者支援」と「地域連携」を共に行う事業です。特定型の利用者支援事業は、主に市の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行う事業です。

利用者支援事業の提供体制（基本型・特定型）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数（確保方策）	箇所	1	1	1	1	1

母子保健型の利用者支援事業は、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定等を行います。

利用者支援事業の提供体制（母子保健型）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数（確保方策）	箇所	1	1	1	1	1



(10) 妊婦健康診査

事業概要

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

妊婦健康診査は計画期間中一定のニーズを見込んでおり、各医療機関で実施します。

妊婦健康診査の提供体制

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	400	390	380	370	360
	回 (健診回数)	3,000	2,900	2,800	2,700	2,600
実施体制（確保方策）	-	実施場所：各医療機関				

[参考：妊婦健診の状況]

妊婦健診の状況

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊娠届出数	人	296	307	280	242	256
妊婦健康診査助成申請者数	人	296	307	280	242	256

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の対象児童数は計画期間中に減少していく見込みです。民生委員児童委員協議会への委託により実施します。

乳児家庭全戸訪問事業の提供体制

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児童数（児童数の推計値）	人	251	253	269	224	217
実施体制（確保方策）	-	実施機関：加西市（民生委員児童委員協議会）				

[参考：乳児家庭全戸訪問事業の状況]

乳児家庭全戸訪問事業の状況

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出生数	人	283	290	301	270	261
委託訪問件数	人	259	279	275	250	239
訪問率	%	91.5	96.2	91.4	92.6	91.6

(12) 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。

養育支援訪問事業の対象児童は計画期間中一定数を見込んでおり、加西市社会福祉協議会への委託により実施します。

養育支援訪問事業の提供体制

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児童数	人	5	5	5	5	5
実施体制（確保方策）	-	実施機関：加西市（加西市社会福祉協議会）				

[参考：養育支援訪問事業の状況]

養育支援訪問事業の状況

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	人	4	2	3	6	11
延べ訪問件数	人	5	13	14	35	30

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

低所得で生計が困難である家庭の子どもが保育所等に通園する際に、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等（実費徴収額）を補助することによって円滑な保育所等の利用を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

(14) 多様な主体が参画することを促進するための事業

事業概要

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、および多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると同時に、過剰供給を避け、事業者が採算性を確保し、経営の安定性を維持することも重要であることから、本市の実情や需給の状況を十分に把握したうえで民間事業者の参入を促進します。

(15) 「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組み

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国による「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後子ども教室の整備を進めていきます。

3. 教育・保育施設および地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保

(1) 充実した教育・保育の提供

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な教育や保育を受けることができるように、子どもの育ちと学びの連続性を図るという立場から、一人一人の子どもの発達に必要な経験を見通した教育・保育の内容と環境の充実に努めます。

(2) 保育教諭等の資質の向上

保育の量の確保に加え、教育・保育の質の確保を行うため、保育教諭等の資質および専門性の向上を図るための研修を充実します。公私立園による合同研修の開催等、参加機会の拡大に努め、それぞれの教育・保育の特徴を把握しつつ、情報や共通の課題を共有するとともに、職務能力の向上に取り組みます。

(3) 幼児教育アドバイザーの育成・配置

保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者を育成・配置します。

(4) 就学前教育から小学校教育への円滑な接続の推進

小学校での学習や生活を円滑に行えるよう、就学前教育と小学校教育の滑らかで確実な接続を図り、STARTプログラムを導入した就学前教育の実施や小1プロブレム*軽減を見据えた幼児教育カリキュラムの作成を行うなど、保・幼・小・中が互いに教育の方向性を共有して、0歳から15歳までの子どもの発達を見通した教育内容の充実に努めていきます。

STARTプログラム

本市が実施する就学前から小学校への滑らかな接続を進めるための教育プログラムです。「学習時の約束」「注意集中の基本」「注意集中への妨害に対する対応」「注意の切り替え」「興奮への対応」「イライラへの対応」に関するプログラムを実施し、小学校入学後の学習の構えや良好な友達関係づくりを学びます。

* 小1プロブレム：小学校入学直後の小学1年生が「集団生活」や長時間座った授業になじめないなど、幼稚園や保育園から小学校生活へスムーズに移行できない状況をいいます。

〈関連する事業〉

事業名	具体的な取り組み	担当課
幼児教育研修講座	市内の公私立園職員を対象に、講演会を実施し、職員の専門性を高めるための研修を行います。	総合教育センター こども未来課
保育士等キャリアアップ研修会	私立園の保育教諭を対象に保育のスキルアップをめざす目的で、各分野の専門講師を招き、保育の質の向上を図る研修講座を開催します。	こども未来課
体験入学・入学説明会	年長児が学校生活や学習への憧れや期待を持って入学できるよう、小学校での授業参観・学習体験等を実施します。	各小学校 こども未来課

4. 幼児期の教育・保育の一体的提供および推進体制の確保



(1) 認定こども園の普及

認定こども園が幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況およびその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを周知するとともに、保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。

(2) 私立園との連携と支援策の充実

就労・家庭生活を支援する保育サービスを実施するには、職員配置の対応等の柔軟な運営が必要であり、私立園に見られる多様なニーズに対応した保育サービスは、私立園の大きな魅力です。私立園が自らの創意工夫によって、柔軟に保育サービスが提供できるよう、市は事業者と密に連携を図り、適切な支援策を講じます。

公私立園とも、それぞれの良さや特性を十分に発揮し、効率的・効果的な園運営の実現を図るとともに、多様化する保育ニーズに対して迅速かつ柔軟に対応することで市域全体の保育と教育の向上に取り組めます。

(3) 外国につながる幼児への支援・配慮について

海外から帰国した幼児や外国人幼児等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、就園及び事業の利用に関する情報の提供や、教育・保育施設等の事業者や保育教諭等に対する支援を行います。

(4) 処遇改善を始めとする労働環境への配慮

保育教諭等の処遇改善を始めとした労働環境の整備・改善のため、教育・保育に係る経験豊かな者、学識経験者、社会保険労務士等の専門家を活用し、教育・保育施設等におけるキャリアパス*の構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等を図ります。

* キャリアパス：ある職位や職務への就任に必要な一連の業務経験とその順序、配置異動のルートをいいます。

(5) 教育・保育施設に対する適切な指導監督、評価等の実施

各法令等に基づき特定教育・保育施設等に実施する必要のある複数の指導監督等について、県との連携を図り、効果的な指導監査を行います。

(6) 教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善

各教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の取り組みに資するよう、各種ガイドラインの周知や、各地域における評価実践の優良事例の共有を図ります。

〈関連する事業〉

事業名	具体的な取り組み	担当課
保育士・保育教諭就職フェア	市内私立園への就業促進を目的として、合同就職説明会を開催します。	こども未来課
園評価・関係者評価	園運営の改善と教育・保育水準の維持・向上を図るため、施設の自己評価、関係者評価を実施します。	こども未来課

5. 産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保



(1) 就業環境改善への働きかけ

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、施設の計画的な整備に努め、保護者の就労状況やその変化に柔軟に対応し、待機児童が生じない体制の整備を進めます。

(2) 事業主の取組の推進

特定事業主行動計画*の推進等、育児・介護休業法等の関係法制度について事業主・労働者等への情報提供と普及啓発を進め、仕事と子育ての両立が図れる職場環境づくりのための取り組みを推進します。

〈関連する事業〉

事業名	具体的な取り組み	担当課
加西市ふるさとハローワーク運営事業	女性のための就職支援セミナーを開催します。	産業振興課
産業活性化センター事業	子育て応援企業認定制度の周知のためのセミナーを開催します。	産業振興課

* 特定事業主行動計画：「次世代育成支援対策推進法」に基づき本市が特定事業主としての立場から、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するための計画をいいます。

6. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携



(1) 児童への権利侵害対策の充実

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図ります。また、適切な対応ができるよう要保護児童対策地域協議会*やこども家庭センター*等の関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待親への指導、家族関係修復支援等を、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

(2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

障がいのある子どもとその家庭に対して、地域の中で健やかに育つことができるように、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援体制の構築を図っていくとともに、障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、気軽に相談できるような相談体制の充実や、多様化する障がいに対する相談への対応ができるように、関係機関と連携を強化します。

〈関連する事業〉

事業名	具体的な取り組み	担当課
子ども家庭支援相談事業	全ての子どもとその家族、妊産婦からの相談に応じ、育児不安の軽減や児童虐待の予防に努めます。	地域福祉課
子ども家庭総合支援拠点事業	全ての子どもとその家族、妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、指導、関係機関との連絡調整等の必要な支援を行うための拠点を整備し、運営します。	地域福祉課
特別支援コーディネーターネットワーク会議	特別支援児について中学校区ごとに就学・進学・入学に向けて支援ファイルの引継ぎを行い、滑らかで確実な接続をめざします。	学校教育課 総合教育センター 特別支援学校 こども未来課
すまいるリンクネットワーク連絡会	各機関の相談ケース等を協議することで、幼・小・中（不登校～成人（自立促進支援））の情報共有と長期的かつ幅広い視点からより良い支援等を話し合います。	総合教育センター 学校教育課 地域福祉課 健康課 こども未来課

* 要保護児童対策地域協議会：各関係機関や団体が連携を図り、子どもと保護者への支援ができるよう、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議する機関をいいます。

* こども家庭センター：18歳未満の子どもに関して、専門的な知識や技術を必要とするさまざまな問題についての相談に応じる機関をいいます。

7. 職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 男女共同参画への意識づくり

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*の推進強化、複合的な困難を抱える男女への支援等、新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた諸事業の実施と、様々な啓発活動を通して、男女共同参画社会の実現をめざします。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義および重要性ならびに市民、事業者、行政が一体となって取り組むことの必要性について啓発を推進し、その定着を図ります。

〈関連する事業〉

事業名	具体的な取り組み	担当課
男女共同参画事業	女性のエンパワーメントセミナー、就業支援セミナー・相談、男女共同参画啓発セミナー等を開催します。	ふるさと創造課
女性起業調査助成事業	起業前に実施する事業に関するニーズ調査やコンサルタント事業者への依頼にかかる費用を助成します。	ふるさと創造課
女性コミュニティ活動事業	女性団体が地域と協働で実施する事業に対する助成を行います。	ふるさと創造課



* 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活をいいます。

第5章 計画の進行管理

1. 行政機関の連携

計画に掲げる取り組みは、本市が単独で実施できるもののほかに制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

2. 市民や地域との連携

子どもや子育て家庭をとりまく、認定こども園、保育所、学校、地域住民、民生委員・児童委員、事業者等、多様な主体が、それぞれ責任を持って子どもの育ちをサポートしていく体制の整備、そのために必要な各主体への呼びかけ、啓発、参加促進、環境整備等を行い、市民や地域との連携のもと計画を推進します。

3. 子育て支援に関する情報提供と周知

子育て家庭が必要な子育て支援サービスを適切に利用できるよう、広報紙のほか「加西市子育てハンドブック」による支援内容の周知や、加西市WEBサイト、イーナカサイ等を通じて情報発信を行うなど、様々な媒体や機会を通じて、子育て支援に関する情報提供や周知を行います。

4. 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「加西市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。本計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

5. 計画の評価

(1) 年次評価

計画の評価を推進するに当たり、各施策の進捗状況の評価・見直しを毎年行います。

(2) 目標年次の評価

基本理念	評価指標	平成30年度実績値	令和6年度目標値	
安心して子どもを生き育てられる加西市づくり	子育ての不安や負担を感じないと答えた人の割合	就学前	11.2%	増加
		小学生	8.8%	増加
	加西市での子育てに満足あるいはどちらかといえば満足と答えた人の割合	就学前	45.4%	増加
		小学生	42.4%	増加

資料編

1. 加西市子ども・子育て会議条例

加西市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 24 日 条例第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、加西市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織等)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 加西市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属及び役職等
1 子どもの保護者	宮本 真見子	加西市立幼児園・こども園PTA連絡協議会長 (泉幼児園会長)
	小田 宏美	私立幼稚園保護者代表 (認定愛の光こども園会長)
	高田 有紀	つどいの広場「ほくぶキッズ」 保護者代表
	高橋 由枝	つどいの広場「ぜんぼうキッズ」 保護者代表
2 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	永井 秀世	兵庫県保育協会加西支部 代表代理 (善防こども園長)
	宮崎 幸子	西播地区私立幼稚園連合会代表 (認定愛の光こども園長)
	田井 和美	公立園代表園長 (加西こども園長)
3 子ども・子育て支援に関し学識経験者	田中 亨胤	岐阜聖徳学園大学短期大学部教授 兵庫教育大学名誉教授
	中井 一仁	加西市社会福祉協議会参与
	大西 司	統括学童指導員 (元小学校校長)
4 その他市長が必要と認める者	下村 義明	加西市民生委員・児童委員協議会会長

3. 答申書

令和2年2月6日

加西市長 西村 和平 様

加西市子ども・子育て会議
会長 田中 亨胤

第2期加西市子ども・子育て支援事業計画（案）について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

子どもをとりまく環境は大きく変化しており、子育て家庭の孤立、仕事と子育ての両立の難しさ、貧困、虐待などが社会的な問題となっています。すべての子どもが笑顔を絶やすことなく健やかに成長し、子どもの最善の利益と幸せを実現することが求められています。

地域や学校、企業など社会を構成するすべての人々が、子育て支援の意義や重要性に対する理解を深め、地域社会全体で支えあうために、基本理念を「安心して子どもを産み育てられる加西市づくり」とし、保護者のニーズや地域の特性を踏まえながら、より一層の取り組みを推進するよう要望します。

なお、本計画の推進にあたり、以下の点について配慮されるよう要望します。

- 1 待機児童の解消については、計画期間内に必要量を確保するとともに、加西市における幼児期の教育・保育の質の確保、向上に努めること。
- 2 安心できる子育てには出産できる病院が必要であり、分娩受け入れの改善に向けて取り組むこと。
- 3 子どもの幸せが加西市みんなの幸せにつながるという観点から、子育て家庭に対する様々な配慮が、地域や企業の活動を通して広く浸透するよう努めること。
- 4 本計画が着実に達成できるよう、毎年度の進捗状況を把握し、成果を検証すること。

第2期加西市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：加西市

編集：教育委員会 こども未来課

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地

TEL：0790-42-8726

FAX：0790-42-8731

MAIL：kodomocity.kasai.lg.jp